

法学・政治学の学習のための資料収集と整理

(法学類ハンドブック 2013 年度版 第2別冊)

金沢大学法学類

School of Law Kanazawa University

は し が き

演習に参加する際の準備に限らず、レポート課題に取り組む場合、さらには講義を受講している際に疑問に感じたことを自分で調べる場合にも、皆さんは必要な情報を自分で収集、整理、分析する作業をしなければなりません。法学類ハンドブックではおもに、大学での勉強に必要な資料にアクセスするための基本的な情報として、各種の施設の利用方法を中心に紹介してきましたが（第2章5.）、本書では、どのようにして資料を見つけ出すか、見つけ出した資料を整理してレジユメを作成し、演習（ゼミ）における報告に臨む、あるいはレポートを執筆する際にはどのようなことに注意すればよいかなどを、具体的に見ていきます。皆さんが調べものをする際に助けになる情報をまとめてありますので、法学類ハンドブック同様、折りに触れて活用するようにしてください。

ここで紹介するものはあくまでもひとつの例です。基本的な事柄をマスターしたら、その後はみなさんが各自のスタイルを確立して行ってください。また、基礎演習や演習の専門分野によっては、以下に説明する基本的な方法に加え、さらにそれぞれの専門分野に固有の手法をマスターすることが求められるかもしれませんが、こちらについては、各演習所属後、担当教員の説明を受けてください。

本書は、2012年度まで法学類ハンドブック本体に入っていた部分を取り出すとともに、例年、大学・社会生活論の授業中に配布していた冊子と合冊・整理して作成しました。執筆にあたっては、岡田教授、足立教授、福本の3名が分担して原稿を持ちよりました。全体の調整をできる限り行ないましたが、未だ十分でないところも少なからず残っていますので、内容・体裁等に関するご意見・ご要望等をどしどし寄せてください。

おわりに、本書のうち法学類ハンドブックに入っていた部分の原案は、不慮の事故がもとで2010年3月に逝去された、故・川副加奈准教授のご尽力によって作成されたものであることを付記いたします。

2013年4月

執筆者一同（文責：福本知行）

目 次

第1章 基本的な心構え—資料探しのテーマヒマとカネ (1)

第2章 資料を集める (3)

1. ゼミ報告・レポート等で使う資料について (3)

(1) 紙媒体の資料 (3)

①単行本 (3) ②その他の紙媒体の資料 (3)

(2) 電子媒体の資料 (3)

①電子媒体の資料のラインナップ (3) ②ネット資料の長所と短所 (4)

2. 調べなければならない対象の『キーワード』を見つけよう (5)

3. 資料を探してみよう (6)

(1) はじめに (6)

①「芋づる式」のススメ (6) ②芋づる式のしくみ (6) ③価値ある芋づる (6)

④資料のクオリティ (7) ⑤芋づる式の限界 (8)

(2) 法学系の文献 (8)

①単行本・論文 (8)

(1) 対象とするテーマについてどのような単行本・論文があるのかを知る (8)

(2) (1) で情報を得た文献の所在を知る (10)

②法令 (11)

(1) 現在効力を有する法令を探したい (11) (2) 公布後、施行前の法令を探したい (11)

(3) 現在通用していない法令を探したい (11) (4) 日本の法令の英訳を探したい (11)

③判例 (12)

(1) 判例はどのような媒体に収録されているか (12) (2) 判例集 (12) (3) データベース (12) (4) 判例をどのようにして見つけ出すか (13)

④判例評釈・判例解説の探し方 (13)

(3) 政治学系の文献 (15)

①過去の新聞記事 (15)

(1) Web上のデータベースやCD-ROMでキーワードを検索して記事本文を閲覧する (15)

(2) 新聞縮刷版を閲覧する (15)

②行政機関や議会のホームページで閲覧・ダウンロード可能な資料 (15)

(1) 白書 (16) (2) 議会や諮問機関 (審議会) の議事録 (16) (3) 統計資料 (16)

③政治学関係で最近公表された文献 (16)

- (1) 『年報 政治学』(年2回発行)(16) (2) 『法律時報』〈月刊〉(16)

第3章 資料を整理する——レポートの執筆・プレゼンの準備 (17)

1. レポート等のまとめ方——おもに政治学の立場から (17)

- (1) レポート等で取り組む「問い」(17)
(2) レポート等の作成の一連の流れ(18)
①テーマ及び問いの設定(18) ②資料の収集・整理・分析(18) ③レポートの執筆と口頭発表(いわゆるプレゼン)(19)
(3) レポート等の構成の例(20)
(4) 文献等の引用方法(政治学系)(21)
①参照文献等の引用の必要性(21) ②脚注をつける(22) ③既出の文献を再度引用する方法(22) ④参照文献を本文中で表示する方法(22) ⑤参考文献・資料一覧表(22)

2. レポート等のまとめ方——おもに法学の立場からの補足 (24)

- (1) 引用以前の問題(24)
(2) 孫引きの禁止(24)
(3) 積極的な理由のない資料の引写し禁止(25)
(4) 論拠の強弱(25)
(5) 文献等の引用方法(法学系)(26)
(6) レポート作成の「実践訓」(28)

第4章 法律学における答案のまとめ方 (31)

1. はじめに(31)
2. そもそも答案は何のためにあるか?(31)
3. 授業科目の目標について(32)
4. 試験問題のありようと試験勉強のありよう(32)
5. 具体的対策(33)
(1) 問題文の吟味(34)
(2) 答案構成(34)
(3) 条文の引用(34)
(4) 出題形式別——一行問題と事例問題——(35)
①一行問題(35) ②事例問題(36)
(5) むすび(37)

第5章 判例研究のまとめ方について (38)

1. はじめに (38)

2. 判例研究をする上での作業のあらまし (39)

(1) 判例そのものの読解と整理 (39)

(2) 分析と展開 (39)

3. 判例そのものの読解と整理 (40)

(1) 事案の概要 (40)

(2) 裁判の経過 (40)

(3) 裁判所の判断 (41)

4. 分析と展開 (41)

(1) 研究対象となっている判例の意義 (41)

(2) 先例・学説の紹介, 整理 (41)

①先例 (41) ②学説 (42) ③判例の事後評価 (42) ④私見の提示 (43)

5. その他 (43)

第1章 基本的な心構え——資料探しのテーマヒマとカネ

たとえば、課題図書あるいは課題文献を指定されて、その内容を要約するようなレポートが課された、というような場合や、あるいはゼミはゼミでも、文献講読のゼミで、指定された文献を読み込むことが求められている、というのであれば、他の資料のことは何も考えずに済みます。というより、余計なことを考えるヒマがあったら、とにかく指定されたものを穴の開くほど読み込んでください。

これに対して、それ以外のおおくの場合は、資料探しにある程度のテーマヒマとカネをかける必要があります。その具体的な量は、レポートの締切りあるいはゼミの期日（納期）までの日数とレポートの枚数（字数）とに左右されますが、いずれにせよ、その範囲内でできる限りのテーマヒマをかけ、できる限りたくさんの資料を集めるべきでしょう。そして、関連する文献資料（本、雑誌）をすべて自分で買うのはナンセンスですから、みなさんは、図書館でコピーをとる、他の図書館にコピーを依頼する、他の図書館の資料を取り寄せてもらう、といったことをする必要もあるかもしれません。当然カネがかかりますが、今の時代、**マトモな情報はタダではない**というのが一種の常識です。したがって、このでの出費を惜しんではいけません¹⁾。

しかも（アホらしくなってくるかもしれませんが…）、みなさんがテーマヒマとカネをかけて集めた資料のうちには、当面の課題であるレポートあるいはゼミ報告では使えないもの、つまり、レポートやゼミとの関係では、まったくのムダに終わるものがどうしても含まれてきます。せっかく頑張って集めたのに役に立たなかった資料の山を眺めて、「ムダ」な努力をそそのかした本書への恨みを募らせてもらっても困るので、ちょっと説明が必要でしょうか。

今の世の中、重要性も信頼性もさまざまな情報があふれ返っています。みなさんは好むと好まずとにかかわらず、情報の洪水の中から取捨選択をしているわけですが、自分の欲しい（＝自分にとって重要性のある）、なるべくクオリティの高い（＝信頼性のある）情報を、情報の山の中から必要にして十分なだけ選別するためのスキルは、今後ますます重要になることでしょう。ここでやっていることはまさに、情報の取捨選択の訓練で、みなさんはこの訓練を重ねれば重ねるほど、どこをどう探せばマトモな情報が得られるかについ

¹⁾ レポートというと、何となく論第に関係のありそうな資料（いわゆる「タネ本」）を探してきて、どこかにそのまま使えそうな記述はないかな、というスタンスで読み進め、何となくあちこちの記述を切り貼りすれば、はい完成！ のように考えている人もいるかもしれません。しかし、小中学校でよくやられたと思われる「調べ学習」レベルならいざ知らず、大学のレポートはそんなに甘くありません。ヘタをすると、「タネ本」の切り貼りは、「盗作」とか「剽窃」などと言われるかもしれません。

て、目利きになり、ロスを減らすことができるようになります。ここでやっている一見ムダに見えることは、このような訓練のために払うべき「費用」あるいは、それを通じてある種のスキル——平たくいうとマトモな情報とカス情報を見分ける鑑識眼——を身につけるための「投資」であると考えてください²⁾。

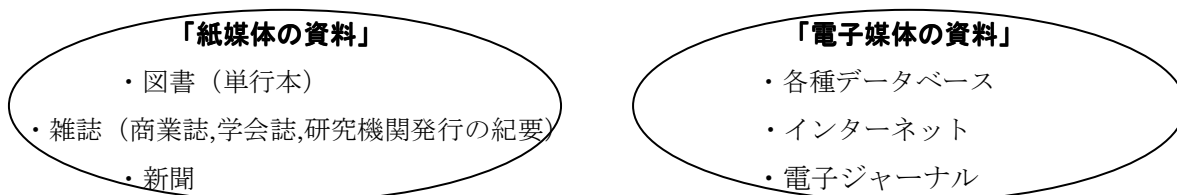
もちろん、こういうテマヒマとカネを惜しんで横着をするのもみなさんの自由です。とくに今の時代、インターネット上にいくらでもタダで使える情報が転がっていますから、適当に検索をかけて、出てきたものを適当に使えば、そんなにテマヒマもかからないでしょう。果ては、インターネット上にあふれる情報の多さに安心して、それ以上の資料探しを止めてしまう人もあるでしょう。しかし、そんなあたりで止まって喜んでいるようでは、みなさんは、不確かな情報に基づく不確かな判断しかできない人、あるいは自分の頭でモノを考えることのできない、不確かな情報に踊らされ、流されてしまう人になってしまいます。そんな人にとっては、この冊子の続きは、読むだけムダです。いや、恐らくそんな人は、大学なんかやめてしまう方が、よっぽど幸せな人生を送れると思います。

²⁾ 前注にいうタネ本の引き写しは、利用する情報の範囲を最初から限定し、それ以外の情報はとりあえず視野の外に置いておくことを意味しますから、こうした訓練の機会をみすみすムダにするものです。

第2章 資料を集める

1. ゼミ報告・レポート等で使う資料について

まずは、ゼミ報告あるいはレポート等で使う資料について説明します。資料は大きく分けて、「紙媒体の資料」と「電子媒体の資料」に分けることができます。



(1) 紙媒体の資料

① 単行本

紙媒体の資料としては、まず、1冊の本になっている「**単行本**」があります。単行本には、著者1人による「**単著**」と複数の著者による「**共著**」があります。共著を引用したり参照したりする場合は、複数の著者のうち誰がその章を書いたのかも押さえるべきです。同じ本の中でも著者によって内容や主張が大きく異なることも多いからです。また、注や参考文献・資料一覧でも、どの著者によるどの章を引用したのかを表示するべきです。

② その他の紙媒体の資料

その他の紙媒体の資料としては、『朝日新聞』や『読売新聞』などの**新聞記事**や、**雑誌**に掲載された記事や論文があります。雑誌といっても、『文藝春秋』や『中央公論』などの市販されている商業誌や総合雑誌といわれるものもあれば、日本政治学会の『年報政治学』や日本選挙学会の『選挙研究』などの学会誌もあれば、金沢大学の法学系教員で発行している『金沢法学』など、大学等の研究機関が発行する「**紀要**」といわれるものもあります。それぞれの雑誌は編集方針や掲載の審査のプロセスが違いますので、どの雑誌に掲載されているのが、ある程度、資料の性質や価値の目安になります。

(2) 電子媒体の資料

① 電子媒体の資料のラインナップ

一方、電子媒体の資料としては、**インターネットのホームページ**や、インターネットを通じて読むことができる**電子ジャーナル**や、ホームページやCD-ROMで本・雑誌・判例・

新聞記事などの検索や本文の閲覧を行うことができる**データベース**や、Excel形式などの**統計データ**などがあります。

② ネット資料の長所と短所

最近の学生が提出するレポートは、簡単に入手できるネット資料（のみ）を使ったものが多いですが、ネット資料にも長所と短所があります。

ネット資料の長所としては、まず、情報が早いということが挙げられます。紙媒体の資料のような編集や印刷や配布の手続きが不要なためです。ただし、掲載日が表示されておらず、古い情報がそのままになっているものも多いので注意が必要です。また、場所や時間を選ばず自宅等でも手軽に情報が入手できる、というのもネット資料の長所でしょう。

一方、**ネット資料の短所**としては、執筆者の匿名性がある、専門家だけでなく誰でも書くことができる（専門家のみによる偏った情報でないのも良い面でもありますが）、編集者のチェックが入っていない、などの理由で信頼性に欠ける情報が多いということがあります。

また、一般的に、ネットで得られるものは、時間や場所を超えた普遍的な「知識」というよりは、「どこで、誰が、何をした」など、時間が経つと意味が無くなる「情報」が多い、ということもいえます。といいますのも、ネット資料はその時々ホットな話題に関する短い文章が比較的多いですが、紙媒体の書物の場合は、あるテーマについて文章を書き連ねて、論理による論証やデータによる実証をして普遍的な「知識」を提示しようとするものが比較的多いからです（もちろん例外も多いですが）。

以上のように、ネット資料にも長所と短所がありますので、ネット資料のみを使ってレポート等を作成することは考えものです。最新の動向を扱うものなど、テーマや問いによってはネット資料のみ使うこともやむを得ない場合もあるかとは思いますが。

ネット資料の中でも特に、ネット辞書「**Wikipedia**」を資料に使っている学生が最近多いですが、上述したような理由で、専門の研究者から見て **Wikipedia** には明らかに間違っている情報も多いですので、**Wikipedia** を参考文献・資料として挙げるのはかなり印象が悪いです。しかし、問題の概要を知ったり、資料収集の最初の手がかりとして使ったりする分には有益ですので、**Wikipedia** の記事を参考にしつつ、レポート等で引用する際には **Wikipedia** で参照されている元の文献（原典）に当たるなど、うまく活用すればよいと思います。

2. 調べなければならない対象の『キーワード』を見つけよう

テーマで報告するにしても、裁判例を使って報告するにしても、あるいは日頃の講義を受講している際に疑問に感じたことを自分で調べるにしても、図書館(室)や書店等の書棚を手当たり次第に隅から隅まで目を通すことは不可能ですし、得策とは言えません。また、電子媒体を利用するにしても、同様です(インターネット検索をする場合に、キーワード等を入力することを思い浮かべてください)。そこで、こうした膨大な資料の中から、報告・研究テーマに沿った資料を探し出すためには、先ず『キーワード』を見つけることが文献へのアクセスのまさに第一歩とすることができます。

キーワードを見つけるためのヒントは、講義中に説明のあったテーマなら、講義中に現れるはずですから、みなさんなら、自分の取った講義メモあるいは講義メモをもとにして作ったノートを見返せば、けっこう拾えるはず³⁾。レポート課題が、講義中に説明のあったテーマでないときは⁴⁾、仕方がないので、例えば法律用語辞典とかの分野別の用語辞典、時事問題なら『現代用語の基礎知識』の類を引っ張り出して、関係のありそうなところを探してみましょう。また、レポートのテーマがどのような専門分野で議論されているかが分かっている時は、その分野の概説書・教科書の類を図書館で探し、関係のありそうな用語を索引で引いて、その用語が出てくる部分を、前後の少し切りのいいところまで読んでみる⁵⁾、というのでもいいかもしれません。なお、そのテーマが議論されている専門分野は、1つとは限らない、ということにも注意して下さい。皆さんが作業を進めているうちに、最初に足がかりにしたものだけでは行き詰ってしまったという場合には、専門分野の越境も検討しなければならないかもしれません⁶⁾。

³⁾ これが拾えないときは、ノートの取り方か講義の聴き方に問題があるということを知覚する必要があります。

⁴⁾ 講義でしゃべっていないことをレポートや試験で問うなんてずるい、と考える人もいるかと思いますが、認識が甘いです。もちろん、講義でしゃべったことと縁もゆかりもないようなことを問うのは困ったものですが、一見関係なさそうでも、出題する側は講義でしゃべったこととの関連性を、問われれば説明できるものですので、皆さんは、その意図を見抜くことにエネルギーを使うべきです。

⁵⁾ この作業にハマりすぎるとレポートを書く時間がなくなりますので、ほどほどにしておきましょう。ただし、やってみたところ、その分野に興味がわいてきた、もっと勉強してみたい、ということもあるかもしれません。それはことによると、生涯の研究課題との「運命的出会い」のようなものかもしれませんので、大切にされた方がよいです。いったん、さしあたりレポートを提出するまでは、その興味を棚上げにし、レポートを出し終わったら、その足でもう1回図書館へ行く、という感じでしょうか。

⁶⁾ 例えば、死刑制度というのを考えれば、ふつうは刑法あるいは刑事訴訟法に条文がある、ということから、法学類生なら刑法学あるいは刑事訴訟法学で取り扱われる、と考えるでしょう。しかし、例えば、死刑囚の心理状態を研究する心理学者とか精神科のお医者さんとかもたくさんいますし、死刑制度の歴史に関心のある歴史学者あるいは法制史家もたくさんいます。執行方法という点で言えば、法医学の立場からの検討もあるでしょうし、死刑制度をめぐる国民意識は社会学の立場から検討されるでしょう。

3. 資料を探してみよう

『キーワード』が見つかったら、次は、検索・収集です。

(1) はじめに

ゼミで報告するにしても、課題のレポートを作成するにしても、当該テーマに関する先行論文その他の資料を読む作業は避けて通れません。しかし、公表されている資料はおびただしい数にのぼりますから、その中から報告・研究テーマに関連する文献を見つけ出す必要があります。ヤミクモに検索をかけたら、とんでもない件数の資料がヒットして、どこから手をつけたらいいのか、途方に暮れることにもなりかねません。

① 「芋づる式」のススメ

そんな皆さんは、一見するとちょっと古典的に見えるかもしれませんが、それでいて実はかなり有効な方法——通称、**芋づる式**——を試してみてください。この方法、ネーミングは少々ダサいですが、あふれ返る資料の中から良質の資料を拾い出すには、実はいちばん有効な方法なので、少し踏み込んでみましょう。

② 芋づる式のしくみ

芋づる式は、ある論文等の注や参考文献として掲げられている文献を読み、その文献の注や参考文献として掲げられている文献をさらに読んでいく、というふうに、次々に文献をたどっていく方法です。したがって、注や参考文献が掲げられている資料を手にするのが、芋づる式を使うための大前提になります。皆さんが高校までで使ってきた教科書、あるいは現在、各種の授業科目で指定されているテキストの多くは、別の文献を引用するようなことはふつうなくて、よくて巻頭か巻末に参考文献ガイドのようなものがついている、というくらいだと思います。この水準の本が利用価値をもつのは、授業を履修する段階から、せいぜい調べたいことのキーワードを見つけるあたりまでです⁷⁾。これからの作業の足がかりになるのは、講義やゼミの中で教員が参考文献として提示したもの、あるいは、後で紹介する方法で見つけた判例評釈・解説等に引用あるいは参考文献として掲げられている文献といったものの方が多いでしょう。

③ 価値ある芋づる

そこで、具体的な資料の説明に入る前に、芋づる式資料探しの足がかりにするだけの価値のある文献がどんなものかを、大まかに説明しておきましょう。

⁷⁾ 福本知行『法学学習のツボとコツ 法令判例読解指南之書』（2010・法律文化社）92頁注35）参照。

まず、専門分野ごとに執筆されている、**体系書**と呼ばれる本があります。体系書は一般的に、ある専門分野（例えば、刑法なら刑法）全体について、一貫した視点から著者の見解を体系的に整理しつつ、判例・学説の状況に触れるとともに、参照文献・参照箇所を、注を付して言及している本というのが念頭に置かれます⁸⁾。そうすると、「見てくれ」は、教科書のゴツイの、という感じで、何がどう違うのか、実際のところ線引きは曖昧で、明確な定義があるわけではありません。しかしみなさんは、差し当たり、多かれ少なかれ本文中に注のついているテキストというのを想定して下さい。注なんかがあると面倒くさくて仕方ないというかもしれませんが、基本的には、教科書と同じ作りですし、ふつうは索引がついていますから、お目当ての場所はすぐに見つかるはずですよ。見つかったら、その周辺の注に引用されている文献をどこかにメモすればよいわけです。

次に、もし調べたいことに関連して、法令の条文が特定できる場合には、**注釈書（コンメンタール）**と呼ばれる本があります。これは、ある法令の条文を1条ごとに（＝しばしば「逐条的に」という言い方をします）解説したもので、学界あるいは判例上、議論のあるところでは、関連する判例・学説が整理された形で紹介されています。したがって、法学の専門家あるいは法律実務家は、ある条文の解釈について疑問がわいた時は、体系書とともに注釈書をも参照します。勉強したてのうちには、面喰いますが、慣れると非常に便利です。

各分野の体系書あるいは注釈書にどのようなものがあるかは、教科書の参考文献のところを見る、各分野の専門の教員に尋ねる、法学類学生相談室に質問を持ち込む等の方法で知ることができます。多くの場合、同じ分野で何種類かありますので、その場合、できるだけたくさんに当たってみることをお勧めします。

このほか、判例研究をする場合には、研究対象とする判例あるいは関連する判例を対象として執筆された、判例評釈も役に立ちます。多くの場合、判例評釈には、評釈の対象とした判例に関係する先例、学説が要領よく整理されているからです。

④ 資料のクオリティ

芋づる式の足がかりにいくつかの文献を使って、そこに引用されている文献をメモしていくと、同じ文献が繰り返し登場することがあるのに気がつくかもしれません。この場合、多くの人が参照し、言及しているという意味で、一般的にその文献の資料としてのクオリティは高いという見立てをつけることができます⁹⁾。闇雲に集めた資料の山からクオリティ

⁸⁾ この定義に完全に当てはまる本を書くことは実は至難の技で、ある高名な学者はそれを、学者生涯の仕事であるとする言っています。もっとも、この先生は、それを果たせないまま、天に召されましたが。

⁹⁾ 理系の学問の世界では、ある学者の書いた論文が他の学者の書いた論文の中で引用されている回数（被引用件数）が、その論文のクオリティを判定する有力な指標になっているそうです。そのため、被引用

の高い資料を見分けるよりも、あるいはインターネットでたまたま見つけた資料に、クオリティの高さを判定もせずに飛び付くよりも、たぶん意味のある資料探しになるのではないのでしょうか。素材がよければ、レポートのあるいはゼミ発表のクオリティも上がるというものです。

⑤ 芋づる式の限界

言うまでもないことですが、芋づる式の足がかりにした文献が公刊されて以降に公刊された文献は、この方法では探せません。このような文献の検索は、別の方法で補う必要があります。もっとも、そうすることの必要性の高さは、何をテーマにするかによります。議論の動きがそれほど激しくない古典的なテーマならば、それほど手間ではないですが、現在進行中で議論がされている時事的なテーマとか、古典的なテーマでも「古くて新しい」という感じで今でも議論の絶えないテーマとかの場合は、注意が要ります。

いずれにせよ以下では、みなさんが取り組むことになったテーマに関する最近の文献までをカバーする場合の基本的な方法について、法学系の文献 (2)、政治学系の文献 (3) に分けて説明します。もっとも、法学における議論には、他分野と少し違うところがあるので、共通教育科目のゼミやレポートなどを念頭に置く場合には、(3)の方が汎用性があるかもしれません。

(2) 法学系の文献

法学系の主な文献には、単行本・論文①、法令②、判例③、判例評釈④があります。ここでは、それぞれの検索を手助けしてくれるツールを紹介しましょう¹⁰⁾。

① 単行本・論文

(1) 対象とするテーマについてどのような単行本・論文があるのかを知る

単行本や論文を網羅的に探す場合には、以下に挙げるデータベースを利用すると便利でしょう。

件数のランキングのようなものもあるらしいです。法学をはじめとする文系の学問の世界では、今のところ、そこまではなっていないませんが、本文で述べたのはだいたいこれと同じ発想を応用したものです。

¹⁰⁾ 以下の説明で対象としているのは、日本語の資料です。外国語の資料については、別の探し方があり、大学院博士前期課程に進学する人は、どこかで身につける必要があります。さしあたり、英語圏の論文・法令・判例を調べたい場合については、法学類図書室や附属図書館の検索用パソコンで WestLaw INTERNATIONAL を利用してください。

学 内 限 定	TKC ローライブラリー 法律文献総合 INDEX（日本評論社）	法律時報に掲載された文献・判例 評釈情報を検索できます。
	WestLaw JAPAN ¹¹⁾ の「文献情報」	日外アソシエーツ社提供。法律関 係文献の書誌情報を検索できま す。
	MAGAZINE PLUS	ポピュラーな雑誌を対象とした記 事索引です。
学 外 か ら も ア ク セ ス 可	GeNii（ジーニイ）学術コンテンツポータル http://ge.nii.ac.jp/genii/jsp/index.jsp	論文や図書など学術情報を提供す るためのデータベース・サービ スです。
	国立国会図書館サーチ http://iss.ndl.go.jp/	国立国会図書館をはじめ、全国の 公共図書館、公文書館、美術館や 学術研究機関等の資料（図書・雑 誌、新聞、論文、雑誌記事など） を検索できます。

読みたい単行本や雑誌を見つけたら、その**書誌情報**をメモしたり、プリントアウトしま
しょう。単行本・論文どちらの場合でも、所在を探すためには著者名、タイトル、出版年
が必要です。さらに論文の場合は、掲載されている雑誌の名称、巻・号、ページ数も必要
です。

！ 先ずは、主要な文献を読みたいという人には・・・ ！

講義で使用するテキスト、講義やゼミの中で教員が参考文献として提示したもの、ある
いは、判例評釈・解説等に引用あるいは参考文献として掲げられている文献を調べたり、『法
律時報』の毎年12月号に掲載される「学界回顧」をチェックしたり、あるいは、最新号の
学会誌の文献目録をチェックすることで、主要な、もしくは最近の文献を探すことができ
るでしょう。

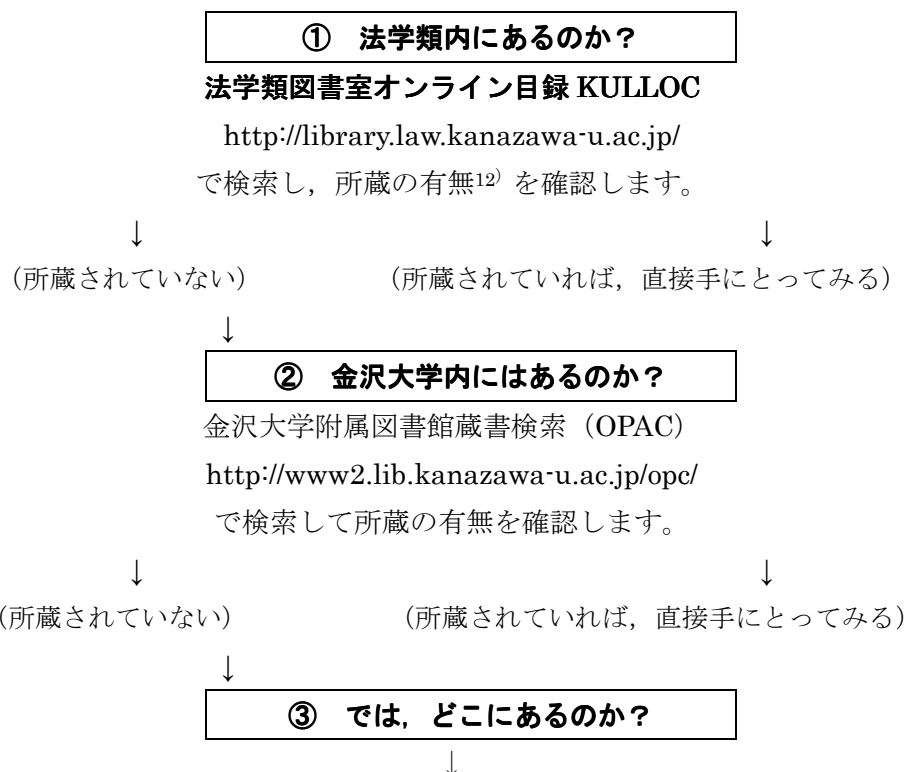
また、「④判例評釈」の個所で紹介する法律雑誌（『JURIST』『法学教室』『法律時報』『法
学セミナー』など）の過去数年間分を年度末もしくは年末号に掲載の総目次を頼りに調べ
ることも有用でしょう（製本前の雑誌のバックナンバーは、法学類図書室の新着雑誌が並
んでいる棚の扉を開けると置いてあります）。

もっとも、いずれの場合にも、そこで見つけた文献を足がかりとして、さらに“芋づる式”
を繰り返していく作業を怠らないようにしてください。

¹¹⁾ WestLaw JAPAN は、法学類生だけが利用できるデータベースです。金沢大学ネットワークシステム
（KAINS）に接続し、法学類図書室のホームページからアクセスします。

(2) (1) で情報を得た文献の所在を知る

このようにして文献の情報を得たら、あとは、その所在を知る必要があります。そのための手順を、次に紹介します。



以下の2つの方法により、文献の所在を確認することができます。

CiNii Books http://ci.nii.ac.jp/books/	全国の大学図書館等で所蔵する図書・雑誌の総合目録データベースです。探している図書・雑誌がどの大学に所蔵されているのかを調べることができます。
石川県図書館横断検索システム http://www.library.pref.ishikawa.jp/	石川県の県立及び市町村立図書館の蔵書目録の検索をすることが可能です。

附属図書館では、学外や他館所蔵の資料を学外から取り寄せる（複写・現物貸借）ことができますので、必要に応じて、附属図書館のホームページの〔図書館 Online Service〕から申し込んでください。なお、経費は利用者の実費負担となります。

¹²⁾ 学内ネットワーク (KAINS) より法学類図書室オンライン目録を利用すると、探したい図書の所在 (法学類図書室または教員の研究室) が表示されます。

② 法令

(1) 現在効力を有する法令を探したい

法令を探す上で、一番身近なツールは、みなさんも持っている、六法全書、ポケット六法などの「六法」です。手元にある小さな六法に掲載されていない法令でも、図書館や図書室に参考図書として備え置かれている大きな六法を参照すれば見つかることがあります。また、各専門分野別に編集された六法もあります（例：『消費者六法』『医療六法』『介護保険六法』など）。これに対し、インターネット上から法令を検索するためのツールとしては、次のようなものがあります。

学内限定	TKC ローライブラリー Super 法令 Web (ぎょうせい)
	WestLaw Japan の「法令」検索
学外からもアクセス可	法令データ提供システム (総務省) http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi 現行法令の条文を検索できます ¹³⁾ 。
	日本法令索引 (国会図書館) http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/index.jsp 法令の改廃履歴等を確認できます。

(2) 公布後、施行前の法令を探したい

官報を利用します。附属図書館中央館のカウンターで、官報情報検索サービスの利用を申し出て下さい。なお、直近の『官報』はインターネット (<http://kanpou.npb.go.jp/>) を利用して閲覧できます。

(3) 現在通用していない法令を探したい

官報または法令全書 (法学類図書室所蔵) で、公布当時の条文を読むことができます。

(4) 日本の法令の英訳を探したい

Japanese Law Translation (<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/?re=01>) に、ある程度の数の法令の英訳が掲載されています¹⁴⁾。留学生に日本法を説明する時などに使えるでしょう。

¹³⁾ このデータベースは、行政機関である総務省が作成したものであるため、裁判所の規則や議院規則のような、行政機関以外の国家機関が制定した法令はカバーしていません。なお、法令の読み方については、福本・前掲書、第1部を参照してください (要点については、法学概論の授業で説明があると思います)。

¹⁴⁾ 森田徳編著『六法を英語で読む』(2011・公人社)は、このデータベースに準拠した紙媒体の資料です。

③ 判例

(1) 判例はどのような媒体に収録されているのか

判例は、判例集とデータベースに掲載されています。判例集には大別すると「公式判例集」と「民間の判例雑誌」の2種類があります。民間の判例雑誌には、判決文の原文のほか、判決の概要やコメント等が掲載されており、そのコメントの中には関連する文献等が紹介されているため、1年生の皆さんにとってはこちらの方がとっつきやすいかもしれません。

(2) 判例集

以下、代表的な判例集を紹介します。〔 〕内は引用される場合に使用される略称です。論文の注などを読むときに戸惑わないためにも知っておくと便利でしょう。また、法学類図書室の資料検索用パソコンにDVD版が入っているものは(DVD)と示します。

公式判例集 (現在も刊行されているもののみ)	最高裁判所	最高裁判所民事判例集〔民集〕
		最高裁判所刑事判例集〔刑集〕
		最高裁判所裁判集民事刑事〔集民・集刑〕(部内資料)
		裁判所時報〔裁時〕
	その他	高等裁判所民事判例集〔高民集〕
		高等裁判所刑事判例集〔高刑集〕(部内資料)
家庭裁判月報〔家月〕		
訟務月報〔訟月〕		
民間の判例雑誌	『判例時報』〔判時〕	
	『判例タイムズ』〔判タ〕(DVD)	

その他、各分野別雑誌として、以下のような判例雑誌もあります。こちらの方は、3年次にそれぞれの演習に所属した後、各担当教員から説明を受けてください。なお、法学類図書室に入ってすぐ右側の新着雑誌コーナーに置かれているものもありますので、興味のある方は実際に手にとってみると良いでしょう。

『金融・商事判例』〔金判〕(DVD)、『旬刊金融法務事情』〔金法〕(DVD)、『労働判例』(労働法領域)(DVD)、『判例地方自治』(地方自治領域)、『交通事故民事裁判例集』(交通事故(民事)領域)など。

(3) データベース

次に、判例のデータベースを紹介します。

<p>学内限定 ☞KAINS-WiFi に接続してか ら利用してく ださい</p>	<p>TKC ローライブラリー LEX/DB Internet 総合的な判例検索ができるほか、交通事故，医療過誤，税法，知的財産等の個別領域のデータベースも利用できます。もっとも網羅的なデータベースといえるでしょう。なお，上記の公式判例集の多くを，PDF形式でダウンロードできます。</p> <p>WestLaw JAPAN 「判例」検索 裁判所の判例のほか，特許庁や公正取引委員会の審決も検索することができます。なお，上記の判例雑誌のうち，判例タイムズに掲載されている判例については，掲載個所をPDF形式でダウンロードできます。</p>
<p>学外からも アクセス可</p>	<p>最高裁判所ホームページ http://www.courts.go.jp/ 最高裁判所判例集，高等裁判所判例集，下級裁判所判例集，行政事件裁判例集，労働事件裁判例集，知的財産権裁判例集のように区分して，判例・裁判例のデータベースが構築されており，検索することができるほか，PDF形式でダウンロードすることができます。</p> <p>知的財産高等裁判所「判決紹介」 http://www.ip.courts.go.jp/</p>

最高裁判所判例集及び下級裁判所判例集については，過去 3 ヶ月以内，知的財産裁判例集については，過去 1 ヶ月以内の判決等が，「最近の判例一覧」に表示されます。なお，上記の各データベースにも判決文が掲載されていますが，事実が割愛されている場合もありますので，なるべく紙媒体の判例集を利用することをお勧めします。

(4) 判例をどのようにして見つけ出すか

判例がどのような媒体に載っているのかは分かりました。では，こうした判例をどのようにして探し出したらよいのでしょうか？ 例えば，「最判平成〇〇年〇月〇日 民集〇巻〇号〇頁」など，判決年月日および掲載されている判例集が分かっている場合には，直接，当該判例集にアクセスすればたどり着くことができます¹⁵⁾。

しかし，情報が判決年月日のみで，それがどの判例集のどこ（巻・号・頁数）に登載されているのかまでは分からない場合は，上記のデータベースを使ってみてください。とくに学内からのみアクセスできる Lex/DB や Westlaw Japan では，当該判例について，どんな評釈があるのかも知ることができるので，とても便利です。

④ 判例評釈・判例解説の探し方

当該判例について，最高裁判所調査官・研究者・実務家などが評釈や解説を行ったものを「判例評釈」（または「判例解説」）といいます。法律学においては判例を研究することも

¹⁵⁾ 判例の読み方については，福本・前掲書の第 2 部を参照してください。

重要なウェイトを占めています。こうした評釈の類を読むことは、みなさんが学習に際して、事件や判決の概要・争点を大まかに把握する上で参考になるでしょう。

なお、上記で紹介したデータベースからもこのような評釈等の所在が分りますが、データベースは雑誌媒体に比べると掲載が遅れますので、新しい評釈等を見つけようとする場合には、やはり直接、以下で紹介するような雑誌（特に最近の号）にあたってみる必要があります。〔 〕内は引用される場合に使用される略称です。また、法学類図書室の資料検索用パソコンに当該資料の DVD が入っているものは (DVD) と示します。

法曹時報〔曹時〕 ⇒最高裁判所判例解説 (民事編・刑事編) 〔最判解〕(DVD)	民集・刑集に登載された判例について、当該事件の調査を担当した最高裁判所調査官の個人的見解にもとづく解説が、まず「法曹時報」に掲載され、その年度の解説が出揃った時点で、「最高裁判所判例解説」に合冊されます。
JURIST (ジュリスト) 〔ジュリ〕(DVD)⇒ ジュリスト増刊 時の判例	「時の判例」コーナーに、最高裁判所調査官の簡単な解説が掲載されています。なお、平成元年以降のものは、合冊され、「ジュリスト増刊 時の判例」として発行されています。
別冊ジュリスト判例百選 (DVD)	「〇〇法判例百選」と、重要判例について分野別に、事実の概要、判旨、解説が付されています。文中あるいは末尾に、参考文献や当該判例の評釈等が掲げてありますので、これを頼りにしてさらに別の文献にアクセスする足がかりとすることができます。
ジュリスト臨時増刊 〇〇年度重要判例解説	毎年4月頃に発行されるジュリストの臨時増刊号で、過去1年間に公刊された主要な判例を、判例百選と同じ体裁で紹介・解説していますので、判例百選を補充することができます。
法学教室 〔法教〕	「時の判例」、「判例クローズアップ」などのコーナーに判例解説が掲載されています。
〇〇の基本判例	法学教室の増刊号。ただし、最近はあまり改訂されていないようです。
判例セレクト	法学教室の2月号・3月号の別冊付録で、過去1年間の主要な判例を簡潔に紹介したものです。
法律時報 〔法時〕	毎号、巻末に掲載される文献月報に「判例評釈」コーナーがあり、最近公表された評釈を探す場合に利用できます。
法律時報別冊 私法判例リマークス	私法分野の最近の判例についての、比較的詳細な評釈が掲載されています。
法学セミナー 〔法セ〕	判例演習教室として、各分野の最近の判例を紹介するコーナーがあります。

新・判例 Watch	法学セミナーの増刊で、重要判例解説と類似します。従来、「速報判例解説」というタイトルで発行されていました。
判例評論 〔判評〕	判例時報の別冊付録で、各法分野の比較的詳細な評釈が掲載されています。

（３）政治学系の文献

（２）に挙げられた法学系と共通する文献以外で、政治学系のレポート等で利用する可能性のある文献としては、以下のようなものがあります。

① 過去の新聞記事

過去の特定の政策をめぐる政策過程を調べるなど、テーマによっては過去の新聞記事は、政治学系のレポート等を書く際の主要な資料になります。新聞記事を検索・閲覧するには以下のような方法があります。

（１）Web 上のデータベースや CD-ROM でキーワードを検索して記事本文を閲覧する

1984 年以降の朝日新聞の記事は、金沢大学附属図書館のホームページ (<http://www.lib.kanazawa-u.ac.jp/>) から検索・閲覧可能です（アクセスは学内のネットワークからに限られます）。1993 年以降の毎日新聞の記事は、附属図書館が所蔵する CD-ROM で検索・閲覧可能です（附属図書館中央館 2 階の CD-ROM コーナー）。

（２）新聞縮刷版を閲覧する

新聞縮刷版とは、文字どおり新聞を A4 判に縮小印刷して月ごとの冊子にしたもので、政治や経済など項目ごとに記事が分類された索引も付いています。本学には、「朝日新聞（1919 年～）」「毎日新聞（1950 年～）」「読売新聞（1964 年～）」「日本経済新聞（1949 年～）」「北國新聞（1966 年～）」の縮刷版があり、最近数年分は附属図書館の中央館 2 階の参考図書コーナーに、古いものは地階書庫に、それぞれ所蔵されています。その他、中央館のマイクロ資料室では、さらに古い新聞紙面をマイクロ版で閲覧することができます。

② 行政機関や議会のホームページで閲覧・ダウンロード可能な資料

国の機関に関する情報は、政府の総合的な行政ポータルサイト「e-Gov」 (<http://www.e-gov.go.jp/>) でまとめて検索することができます。地方自治体に関する情報は、総務省のホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) や、それぞれの地方自治体のホームページで探すとよいでしょう。以下のような資料が、行政機関や議会のホームページで閲覧・ダウンロード可能です。

(1) 白書

行政機関が、所管の分野における現状や展望を各種の統計資料とともにまとめて毎年公表している冊子（『厚生労働白書』『国土交通白書』『外交青書』など）です。附属図書館にも冊子が所蔵されていますが、ほとんどのものが行政機関のホームページで閲覧・ダウンロードできます。

(2) 議会や諮問機関（審議会）の議事録

「国会会議録検索システム」(<http://kokkai.ndl.go.jp/>)では、衆議院と参議院の本会議と委員会の議事録を検索し閲覧することができます。地方自治体の議会でも、議事録をホームページ上で公開しているところが多いです。また、各行政機関や地方自治体に設置されている諮問機関（審議会）の議事録は、関連する行政機関のホームページで概要あるいは全文を公開しているところが多いです。

(3) 統計資料

政府統計の総合窓口「e-Stat」(<http://e-stat.go.jp/>)で、国勢調査の結果などを都道府県や市町村ごとに集計したデータや、行政機関が実施した世論調査のデータを、Excel ファイル形式でダウンロードすることができます。

③ 政治学関係で最近公表された文献

以下の雑誌に、最近公表された政治学関係の文献が、月あるいは年ごとにまとめられています。ただし主要な文献全てが掲載されているわけではありません。

(1) 『年報 政治学』（年2回発行）

毎年12月に発行される号の巻末の「学界展望」に、「政治思想」「国際政治」などに分類されて、前年に公表された単行本・論文の著者名・タイトルが、コメントつきで紹介されています。

(2) 『法律時報』（月刊）

各号の最後に「文献月報」として、最近公表された主な単行本・論文の著者名・タイトルがいくつかの項目に分類されて紹介されています。法律系の雑誌ですが、「憲法・国会法・選挙法」「行政法」「政治学・行政学」の項目には、政治学関係の文献もかなり掲載されています。

第3章 資料を整理する——レポートの執筆・プレゼンの準備

レポートの執筆あるいは演習でのプレゼンのために必要な判例や文献を入手したら、それを読み込み、その過程でさらに必要に応じて文献等を検索・収集する作業を行い、またそれを読み込み…、という作業を繰り返します。そして最終的には、レポートを文章の形でまとめる、あるいは演習当日の口頭報告を組み立てていくことになります。この章ではまず、おもに政治学の立場から、レポートを執筆する場合の作業の典型的な流れを順にたどり、次いで、法学の立場から、その補足的な説明をします。

1. レポート等のまとめ方——おもに政治学の立場から

(1) レポート等で取り組む「問い」

ここでは、政治学系のレポート等（論文といわれるものや口頭発表も含みます）のまとめ方について説明します¹⁶⁾。

法学系と共通する部分も多いですが、法学系のレポート等の課題の多くが、たとえば「義務投票制を導入すべきか」など、価値判断に関する規範的な問い（この「問い」のことを「リサーチ・クエスチョン」ともいいます）や、法令を事例にどのように適用すべきかに関する問いを設定しているのに対して、政治学系では、たとえば「どういう人が選挙の際に棄権するのだろうか」などの事実関係についての問い（記述的推論といえます）や、「なぜ若年層は投票に行かないのだろうか」などの何が原因でどのようなメカニズムでそのような事実関係が発生しているのかを問う因果関係に関する問い（因果的推論といえます）など、資料に基づいて現実を明らかにする実証的（経験的）な問いが多いのが特徴です。そのほか、政策学系では、たとえば「投票率を上げるにはどうすればよいか」などの問題解決的な問いが設定されることもあります。

いずれにしても、問いの性質が異なれば、レポート等の構成や作業手順や資料も変わってきますので、まずはレポート等で取り組む問いの性質を押さえることが重要です。

¹⁶⁾ 「レポート」と「論文」はどう違うのかについては、人によって定義は違いますが、「レポート」は、分量が少なく、内容も先行研究をまとめることに中心が置かれているのに対して、「論文」の方は、分量が多く、新しい知見を提示するなどオリジナリティがより求められる、という使い分けをされることが多いようです。

(2) レポート等の作成の一連の流れ

前の章の繰返しになる部分もありますが、ここでは、レポート等を作成する際の一連の流れを説明します。

① テーマ及び問いの設定

レポート等を作成するにあたっては、たとえば「死刑制度について」など、まずは**テーマを設定する**必要があります。これは授業の担当教員によって指定されている場合も多いと思いますが、卒業論文などの場合はテーマも自ら設定する必要があります。

テーマが決まったら、次に、「死刑制度に犯罪抑止効果はあるのか」など、**そのレポートで取り組む問いを設定する**必要があります。これも担当教員によって指定されている場合もあると思いますが、そうでない場合は自ら問いを設定する必要があります。

この、テーマや問いをどのように設定するかが非常に重要で、扱う問題が漠然とし過ぎてとっかかりがつかめなかったり、問題が大きすぎてとても短期間で仕上げるのは不可能であったり、資料が入手不可能であったりなど、最初から無理なテーマや問いを設定して自滅しているレポート等も少なくありません。一般的には、**テーマや問いが具体的で限定されているほど書きやすい**といえます。例えば、「日本における投票率変動の要因を明らかにする」ではなく、時代や地域を限定して「金沢市における 2000 年代以降の投票率変動の要因を明らかにする」などと問いを狭く限定すると、資料も集めやすいですし取り組みやすいです。しかしあまり絞りすぎると、スケールの小さなレポート等になってしまいます。

高校までのレポート等では、自由研究を除いて、テーマや問いが指定されるのが普通だったと思いますが、既に確立された学問体系の基礎を習得することに重点がおかれていた高校までの「勉強」と異なり、大学における「学習」は、自ら新しい知識を生み出し、既存の学問体系に何らかの貢献をすることを求められます。そのため、自ら研究テーマと問いを設定し、資料の収集・整理・分析を行って、設定した問いに対して自分なりの答えを出すという、主体的な学習をすることが求められるのです。

② 資料の収集・整理・分析

テーマと問いを設定したら、次は資料の収集・整理・分析にとりかかります。例えば、レポート等のテーマを「死刑制度について」とし、問いを「死刑制度に犯罪抑止効果はあるのか」と設定したとすれば、死刑制度について、本や雑誌に載った論文や新聞記事や諸外国の政府統計などを探して、読み、分析をすることになります。これがレポート等の作成の中心的な作業になります。

③ レポートの執筆と口頭発表（いわゆるプレゼン）

資料の収集・整理・分析の次は、文書にまとめたり、口頭による発表をしたりすることになります。そこでは、たとえば「死刑に犯罪抑止効果はある。その根拠は・・・」というように、論理による「論証」や、資料による「実証」の裏付けのもとに、設定した問いについて自らの主張を展開します¹⁷⁾。レポートの場合は担当教員に提出することをもって作業が終わる場合が多いですが、ゼミでの口頭発表や卒業論文の報告会などで、場合によってはさらに、文書や口頭発表で提示した自らの主張について他人と討論をすることもあります。

口頭発表のさいには、「レジュメ」を作成します¹⁸⁾。「レジュメ」とは、報告を聞く側の理解を助けるメモのようなものです。「レジュメ」はかくあるべきという雛型はありませんが、相手に報告のポイントがうまく伝わるものが望ましいでしょう。また、作成したレジュメは、口頭発表当日までに、報告担当者以外の参加者に配布しておくのが一般的です。詳細については、それぞれのゼミに所属後、担当教員のアドバイスを受けてください。

いよいよゼミ当日です。ゼミの進め方等は、ゼミの数だけ存在すると言ってもよいほど様々ですが、一般的には、報告者が、報告内容のポイントをまとめたレジュメに沿って、定められた時間内に報告（プレゼン）をし、その後は、参加者全員で自由討論に入ります。その際には、例えば、自らの主張について「その資料は犯罪抑止効果の根拠としては弱いのではないか。なぜなら・・・」という批判をされたら、しかるべき論理的な根拠や資料を用いて反論をします。主張に対する他人からの批判と、それに対する反論を繰り返すなかで、自分の主張について他人を説得したり、主張を修正したりしながら、自分だけの思い込みによる主観的な主張ではなく、誰もが納得できるような客観的な知識の獲得を目指すのです。

学問は、社会や自然の現象について、多くの人々が納得できるような客観的な知識を得ることを目的とすることから、社会から閉じた孤立した営みではありえず、必然的に社会的な営みとなります。そのため、自らの研究について文書や口頭による発表を行い、それに基づいて討論をすることも必要となってくるのです。

このように、ゼミはあくまでも皆さんが主役ですから、積極的に討論の場に議論を投げかけるように努めると、自ずと討論も活発になっていくでしょう。他のゼミ生は自分とは

¹⁷⁾ 資料による「実証」も含めた広い意味で「論証」という言葉が使われる場合も多いです。なお、論証や実証のしかたについては、2011年に発行されて大学生協などでベストセラーになった瀧本哲史（著）『武器としての決断思考』（星海社）が読みやすく書かれています。

¹⁸⁾ なお、最近では、プレゼンの際にパワーポイントでスライドを作成する場合も増えています。パワーポイントの使い方は、情報処理基礎の時間に説明があります。

異なった視点を持っているかもしれませんから、ひとつのテーブルを囲んで、仲間の意見を聞きながら議論する場合は、講義とは一味違ったとても貴重な機会となるはずです。

(3) レポート等の構成の例

以下は、レポート等の構成の例です¹⁹⁾。◎は必須項目で、○は書くことが望ましい項目です。

1. はじめに

- ◎このレポート等で何を明らかにするのか、という問いを提示します。
- ◎問いに取り組むために使用する資料や分析方法を述べます（このような資料をこのように分析して・・・など）。
- 問いに対する答えの予想である「仮説」を提示することもあります（「若年層が投票に行かないのは、おそらくこのような理由ではないだろうか・・・」など）²⁰⁾。
- なぜそのようなテーマや問いを設定したのか、その理由や背景を述べます（「このような問題関心から・・・を問いとして設定した」など）。
- 問いに取り組む学問的な意義や社会的な意義を述べます（「これまでの先行研究では扱われてこなかったが重要な問題である」等）。
- これ以降に続く本文の構成を手短かに紹介します（「・・・章では・・・について述べ・・・」など）。

2. (先行研究の検討；章のタイトルは任意)

- ◎先行研究を検討して、その足らざるところを指摘した上で、このレポート等の新しきや意義を述べます。既に誰かによって行われた研究を重ねて行っても仕方ありませんので、先行研究をきちんと踏まえた上で新しい知見・オリジナリティを打ち出す必要があるのです。

3. (設定した問いに関する論証や実証；章のタイトルは任意)

ここがレポート等の中心部になります。

- ◎自らの主張を、論理的に説得力をもって証明します（＝論証）。

¹⁹⁾ ここでは、戸田山和久（著）『新版 論文の教室－レポートから卒論まで』（NHK出版、2012年）を主に参考にしています。

²⁰⁾ 問いと仮説を両方とも冒頭に出した方が、レポート等を読む中で読者がより厳密に論証過程の適正さの検証をすることができること、また、調査や分析は無意識にでも、なんらかの仮説を念頭に置いて行われることが普通なので、それをあらかじめハッキリさせておく方がフェアであるということから、資料を用いて現実を明らかにする実証研究においては仮説を提示するべきだと強く主張する人もいます。

◎自らの主張を、入手可能な資料（数字のデータなど）を用いて証明します（＝実証）²¹。

4. おわりに

- ◎これまでの章で明らかにできたことをまとめ、冒頭で提示した問いについての自分なりの答え・主張を述べます。その際、資料を検討した結果、資料から確実に言える「分析結果」と、分析結果をもとに、ある程度自由に考えを巡らせてコメントをする「考察」を、きちんと分けて記述する必要があります。
- ◎「はじめに」で仮説を提示した場合は、仮説が当たっていたかどうかについて結論を出します。仮説は分析結果の見通しがついてから記述されることが多いですので、たいていは「当たっていた」という結論になりますが、「（一部）当たらなかった」という結論であっても、それはそれで意味のある発見といえます。
- ◎このレポート等で明らかにできたことが持つ学問的な意味や社会的な意味（含意＝インプリケーションともいいます）を述べます。
- ◎このレポート等で究明しきれなかったことを「今後の課題」として述べます。

注（文末脚注をつける場合）

参考文献・資料一覧

（４）文献等の引用方法（政治学系）

政治学系では、文献等の引用方法は専門領域や研究者によってまちまちですが、一例を以下に示します²²。

① 参照文献等の引用の必要性

その前に、そもそもなぜ引用や参照した文献等をレポート等の中で示す必要があるのかについてですが…²³、

- ①（読者が関心をもってさらに自分で調べようとする場合などに）読者の便宜を図る、
- ②（他にも同様の主張をしている人がいるなど）自らの主張の根拠を明らかにする、
- ③先行研究からの知見と自分独自の主張をきちんと分けて「剽窃（盗作）」を避ける、

などの意味があります。特に③については、最近ではネットでレポート等が公開されること

²¹ 戸田山和久（著）『新版 論文の教室—レポートから卒論まで』（NHK出版、2012年）では、たとえ論理的に組み立てられた主張であっても、現実の裏付けをする実証面が弱いために説得力が無い主張の例として「もうすぐ雨になる。なぜなら、雨の神様の叫び声が聞こえるとじきに雨が降るからだ」（149ページ）という例が挙げられています。

²² ここでは、日本選挙学会の学会誌『選挙研究』の執筆要領を主に参考にしています。

²³ この点は、概ね法学系でも同様に考えて下さい。

も増え、のちのち剽窃が発覚して問題になることも増えていますので注意して下さい。

② 脚注をつける

引用や参照した文献等を示すひとつの方法は、**脚注**をつけることです。脚注は、引用や参照した文献を示す場合の他、本論と直接の関係は無いが間接的に関係する事項についてコメントをしておきたい場合などにもつけます。一般的には、脚注は丁寧に多めにつけた方が良くとされます。もちろんあまり多すぎるのも本文とのバランスを欠いて問題ですが。

脚注のつけ方には2つの方法があり、このページ下の脚注のように、各ページの下に表示する「**頁末脚注**」と、本文の後にまとめて表示する「**文末脚注**」の2つの方法があります。いずれも、本文中では脚注をつける箇所の右肩上に小さな数字を記します²⁴⁾。

③ 既出の文献を再度引用する方法

脚注で、同じ文献からの引用が直後に続く場合は、何度も著者名や書名を繰り返すのは大変ですので、2回目以降は「同上、・・頁。」などとしします。「同上」の代わりにラテン語の「*ibid.*」(*ibidem*の略語)を使うこともあります。同じ文献を引用した脚注の間に別の脚注が挟まっている場合は「同上=上に同じ」とするわけにはいきませんので、「著者名、前掲書、・・頁。」などとしします。「前掲書」の代わりにラテン語の「*Op. Cit.*」(*opere citato*の略語)を使うこともあります。

④ 参考文献を本文中で表示する方法

引用や参照した文献等を脚注ではなく本文中で示す方法もあります。たとえば、「岡田浩（岡田, 2006, 184-185）は、自民党は近年、支持基盤を都市に移してきたと指摘している。」などと、本文中では（著者の姓、年号、ページ番号）のみ記し、文献の詳細は巻末の「参考文献・資料一覧」で示します。個別の箇所の引用ではなく全体を参照したような場合は、（岡田, 2006）などとしてページ数を示さない場合もあります。著者が3名以上の場合は、初出の場合には全著者の姓を書き、2度目以降は第1著者の姓のみ書き「他」を書き添えます。たとえば初出では（三宅・木下・間場, 1967）と示し、2度目以降は（三宅, 他, 1967）などとしします。「他」の代わりにラテン語の「*et al.*」(*et alii*の略語)を使うこともあります。

⑤ 参考文献・資料一覧表

引用や参照した文献等を脚注ではなく本文中で示す場合は、巻末に「**参考文献・資料一**

²⁴⁾ ちなみに、Wordで文書を作成する場合、脚注を挿入したい個所で、「参考資料」→「脚注の挿入」とすると、頁末脚注が挿入され、「文末脚注の挿入」とすると、文末脚注が挿入されます。この機能は、みなさんがノートを整理するような場合にも活用できますので、早めに慣れるとよいでしょう。なお、注は、それによって指示したい語句の後ろにつけます。

覧」を掲載して文献の詳細を示す必要があります。引用や参考文献等を脚注で示す場合であっても、脚注で引用できなかった文献を示すために一覧を付ける場合が多いです。

「参考文献・資料一覧」は、本文の後（文末脚注を付けている場合はさらにその後）に掲載します。文献の並べ方は、日本語文献のみの場合は著者の「あいうえお」順に並べます。外国語文献を含む場合は「ABCD」順に並べます（たとえば岡田なら O です。N の後です）。同じ著者の文献が複数ある場合は古いものから順に並べます。

「参考文献・資料一覧」で、どのような文献を載せるかについては、本文中でカギ括弧「・・・」などを用いて文章を直接引用した場合はもちろんですが、引用しなかったが読んで参考にした文献も載せます。この場合、どの程度参考にしたら載せるべきかは判断に悩むところです。よく、見栄を張ってページを少しめくった程度で良く理解せず本文の内容とあまり関係の無い文献を大量に並べているレポートがありますが、かえって印象が悪いです。かといってあまり少ないと読者に不親切ですし、主張の裏付けに欠けてしまいます。

最近ではネット資料を使う学生も多いですが、紙媒体の資料と混在させて著者（あるいはホームページ掲載者）の「あいうえお」順に並べる場合もありますが、最近では、紙媒体の資料の後に、ネット資料だけまとめて記載する場合の方が多いようです。

政治学系での「参考文献・一覧」の表示方法の一例を以下に示します。

(I) 単行本

著者名. 発行年. 『書名』 発行所.

(II) 雑誌論文

著者名. 発行年. 「論文名」『雑誌名』第〇巻, 第〇号, 〇-〇頁.

(III) 単行本のなかの論文

著者名. 発行年. 「論文名」編者名 (編) 『書名』 発行所, 〇-〇頁.

(IV) 同じ著者が、同じ年に複数の著書あるいは論文を出している場合

発行月の早いものからアルファベットを付けます。

著者名. 発行年 a. 『書名』 発行所.

著者名. 発行年 b. 『書名』 発行所.

なお、インターネット上の資料を引用や参照した場合は、

掲載者（掲載機関）名. 「ページタイトル」（年 月 日）(<http://www. . . .>)

例)

金沢大学法学類. 「学類長あいさつ」（2013年4月1日）
(<http://www.law.kanazawa-u.ac.jp/home/aisatsu>)

このように、URLや参照年月日を、注あるいは参考文献・資料一覧に記載する必要があります。

2. レポート等のまとめ方——おもに法学の立場からの補足

法学の分野では実際問題として、レポートの提出を求められる場合よりも、定期試験で答案をまとめて提出することを求められる場合の方が多いと思いますので²⁵⁾、あとで答案のまとめ方についての説明もしますが、さしあたりここでは、1. の説明を補足する形で、特に論証を展開する際に留意すべきことの要点だけを説明します。

（1）引用以前の問題

往々にして、レポートの末尾に参照資料を1つ、2つ付記するだけで終わっているものがあります。こういう場合、書き手に聞いてみると、**資料の全体から受けた印象をもとにまとめたので、特定の論述について、特定の文献の特定の個所を指示するのはムリです**、みたいな答えが返ってきます。しかしこれは、資料を十分に読み込まずに、「心の叫び」の命じるままにでっち上げたレポートですと白状しているようなものです。

あるいはまた、参照資料の表示すらしないで提出するものもあり、これも書き手に聞いてみると、**自分の考えをまとめたので、資料は参照していません**、みたいな答えが返ってきます。しかし、そもそも論拠となる資料に依拠した論証によって、書き手の主張をまとめるのがレポートですから、ここまでくるとそれは、レポートというに値しない「独善的主張」の吐露でしかありません。レポートの読み手は、そんなものに付き合っているほどヒマではありません。

（2）孫引きの禁止

資料を探す際には、可能な限り、原典に肉薄してください。例えば、Aさんの書いた本の

²⁵⁾ もっとも、1年後期に開講されている「民事裁判入門」のように、定期試験を実施せずに、小テストとレポートで成績評価をする授業科目もあります。

中に、B さんの見解が紹介されているとします。この場合にみなさんが、「B さんは〇〇という見解を唱えている」ということを論証するのに、A さんの書いた本を引用したとすると、この引用のことを孫引きといいます。孫引きは**禁じ手**です²⁶⁾。みなさんは B さんの見解に直接に当たることなく、A さんの理解が正確かどうかを確認もせず、A さんによる B さんの見解の理解を鵜呑みにしたことになります。この「伝言ゲーム」といっしょで、みなさんがまとめたものは、もとの B さんの見解が似ても似つかないものに変身している可能性すらあります。B さんにすれば心外もいいところでしょう²⁷⁾。

(3) 積極的な理由のない資料の引写し禁止

レポートの字数稼ぎのためでしょうか、探してきた資料（文献のこともあれば条文のこともあるでしょう）をそのまま引き写す人がかなりいますが、参照個所の引用というのはそういう意味ではありません。**大学は写経道場ではありません**から、そうすることでレポートの論証の説得力が増すならいざ知らず、そうでない限り、マトモな準備をせずにとりあえず書いたレポートですと白状しているようなものです²⁸⁾。大学生であるみなさんに求められるのは、原文を一語一句違わず引き写せるスキルよりも、原文の趣旨を正確に理解して要約できるスキルの方です。そうだとすると、仮にやるにしても、せめて引き写したくなったところの要点を押さえた適切な要約を作るべきでしょうし、多くの場合は、それすらせずとも、参照個所を資料のタイトルと巻・号・頁の数などで明らかにすれば必要にして十分ということになります（☞ (5) を参照）。

(4) 論拠の強弱

論拠には強弱がありますので、論証にあたっては、できるだけ強力な論拠の提示を、弱い論拠には補強となる論拠の追加を、さらに他者からの批判に対しては反論を、それぞれ用意する必要があります。論拠の強弱は、いろいろな判定方法がありますが、いくつか思いつくままに挙げてみます。

²⁶⁾ 「A さんは、B さんが〇〇という見解を唱えている、と理解している」ということを論証するために引用することは問題ありません。この場合、引用する側は、B さんがどういう見解を唱えているかではなく、A さんが B さんの見解をどのように解釈しているかを論証しようとしているわけです。なお、福本・前掲書 93 頁以下では、1 次資料・2 次資料ということについて、判例（判決文）に則して説明してありますので、併せて参照してください。

²⁷⁾ もちろん、B さんの書いたものが容易に入手できないようなものである場合は、やむをえません。その場合、入手できなかったことを注記したうえで、A さんの書いたものを参照した、という感じにしておくくらいの配慮をしなければいけません。ただし、ふつうなら簡単に入手できるはずの資料についてこれをやると、資料さがしをサボった、という評価を受けることにもなります。

²⁸⁾ 定期試験の答案の場合も、とりあえず関連条文を最初から最後まで引き写さない気が済まない人がけっこういるようですが、同じ理由でこれにはほとんど意味がありません。

例えば、A 説の立場から、A 説にはこのような優れた点があるから A 説に立つべきであるというのは、A 説をそれ自体として積極的に理由づけていることとなります。これに対して、A 説とは異なる B 説に立つとこのような不都合が生じるから A 説に立つべきであるというのは、A 説を B 説よりも優れているということで、消極的に理由づけていることとなります。そして一般に、**積極的理由づけは消極的理由づけよりも強い**ということが出来ます。なお、A 説に立っても、特に不都合なことはないから A 説に立つべきであるというのも、一応論拠にはなりますが、これは一層弱い論拠ということとなります。

実定法学の世界では、「**法律に書いてあるから**」というのが、極めて強力な論拠になります。答案を書く際に、根拠条文を引用することをうさく言われるはずですが、これはまさにそのためです。ただし、いくら法律に書いてあることが強力な論拠になるとはいつても、法律にだって、しばしば解釈の余地があります。そして解釈の仕方いかんによって、別の結論が出てくる可能性がいくらでもあります。この点には留意しなければなりません、否むしろ、法律に書いてあることの意味内容の複数ある解釈可能性のうち、どれが優れているかを論証する——まさにそれが法解釈学の核心なわけですが——際には、「法律に書いてあるから」というでは全く意味をなしません。

解釈の余地があるという点では、もう 1 つ、各種の統計数字の表あるいはグラフにも注意が必要です。これらを論拠に用いる場合にはまず、統計の取り方のルール、あるいは数字が何を意味するかを理解するとともに、単に数字を読み取り、その大小あるいは変化を読み取るだけでなく——そんなことくらいなら小学生でもできますよね——、数字の隙間を読むあるいは数字の意味するものを見抜く必要があります。単純な例ですが、例えば、法科大学院別司法試験合格者数という統計に、X 大学 15 人、Y 大学 50 人と書いてあるとします。これだけ見ると、Y 大学の方が多くの司法試験合格者を輩出している、ということが出来ますので、Y 大学の法科大学院に進学しよう、と考えるかもしれません。ところがこれがもし、X 大学の受験者は 20 人、Y 大学の受験者は 500 人であったとすると、X 大学は合格率が 75%、Y 大学は合格率が 10%ということになります。この数字を見たら、どういう判断をしますか？

(5) 文献等の引用方法 (法学系)

法学系のレポート等でも、参照した資料は、参照した個所をできる限り特定して、表示するよう心がけましょう。みなさんは、ここまでの段階で、判例や文献の検索・収集を行ってきましたので、それらを読むことを通して、法律学の論文における引用や注の付け方には一定のルールがあることに気づいたのではないのでしょうか？ 以下は、法学系の論文、レポート等における一般的な文献等の引用方法です (法律編集者懇話会作成「法律文献等

の出典の表示方法」²⁹⁾によります)。このルールが確固としたものとまでは言えませんが、ある程度までは確立したルールですので、これに従ってください³⁰⁾。

(1) 文献

① 単行本

(1) 単独著書

執筆者名『書名』(発行所, 版表示³¹⁾, 発行年) ○頁³²⁾

(2) 共著書

(i) 一般

執筆者名「論文名」共著者名『書名』(発行所, 発行年) ○頁

(ii) 講座もの

執筆者名「論文名」編者名『書名』(発行所, 発行年) ○頁

(iii) 注釈書(コンメンタール)

編者名『書名』(発行所, 版表示, 発行年) ○頁 [執筆者名]

(iv) 記念論文集

執筆者名「論文名」献呈名『書名』(発行所, 発行年) ○頁

(3) 翻訳書

原著者名(訳者名)『書名』(発行所, 発行年) ○頁

② 雑誌論文

執筆者名「論文名」雑誌名○巻○号(発行年) ○頁

主要な雑誌名は略称(上記, 判例・判例評釈の探し方の箇所の [カッコ] 内³³⁾)を使う。

③ 判例評釈

(1) 雑誌に掲載されているもの

執筆者名「判批」雑誌名○巻○号(発行年) ○頁

(2) 単行本に掲載されているもの

執筆者名『書名』(発行所, 発行年) ○頁

④ 前に引用した文献の扱い

前に一度引用した文献を再度引用する場合は、以下のように表記を略します。

²⁹⁾ いしかわまりこほか『リーガル・リサーチ』(日本評論社, 第3版, 2008年) 354～387頁に掲載されています。

³⁰⁾ なお, 引用中でしばしば間違いが見られるのは, 「頁」(ページ)の字です。**なぜかこれが, 「項」「頁」になっているものがありますが**, 見ていてあまり気持ちのいいものではないですから, この際, 覚えてください。というよりも, 余分なことを考えずに, 「ページ」と入力して変換すれば, みなさんのパソコンはお利口さんなので, すぐに「頁」に変換されます。

³¹⁾ 初版の場合は, 版表示を入れません。

³²⁾ 頁数は, 『書名』の直後, (発行所, 発行年)の前に入れても構いません(他の種類の文献の場合も同じ)。

³³⁾ いしかわ・前掲書, 373～387頁に文献略語表が掲載されています。

(1) 単行本

執筆者名字・前掲書（注○）△頁

(2) 論文

執筆者名字・前掲論文（注○）△頁

なお、レポートや卒業論文では、引用した単行本及び雑誌論文の一覧を掲載することがあります。そのような一覧では、執筆者名の五十音順に、上記の表記方法に従って文献を並べてください。

(2) 判例

最判平成〇〇年〇月〇日民集〇巻〇号〇頁〔引用頁〕

年月日、巻号頁はナカグロ(・)でもよい（最判平成〇〇・〇・〇民集〇・〇・〇〔引用頁〕）³⁴⁾。

(6) レポート作成の「実践訓」

瑣末なことも含みますが、以下、思いつくままに、掲げておきます。

- ☞ **資料集めは「宝探し」の感覚で。** そのへんに落ちているちょっと綺麗な石ころをいくつか拾って満足するか、ちょっとテマヒマをかけて、お宝の山にめぐり合うか。
- ☞ レポートでは、集めた**資料の分析（＝素材の吟味）と、整理（＝素材の調理）が不可欠**である。素材のよくない料理が美味しくないように、クオリティーの低い資料を使っても、よいレポートはできない。素材がいくら良くても、釣ってきた魚をそのまま食卓に出したのでは美味しく食べられないように、ナマの資料をそのままレポートに出しても評価されない。調理法を誤った料理が不味いように、資料の取り扱いを誤ったレポートも読むに堪えない。
- ☞ 資料の写しを入手したら、**余白に書誌データ**（出所となっている雑誌あるいは本のタイトル、発行年、版元、雑誌の場合はさらに、巻号）**の記入を徹底すること**。レポートの脚注等で参照個所を指示する際、資料の写しが手元にあっても、これらのデータがないと、もう1回図書館へ出向いて調べ直す羽目になるからである。
- ☞ **学内の所蔵数が限られている資料をレポート作成のために借り出さないこと**。他の人が使えなくなるので、必要な範囲でコピーして利用するのが基本。もっとも、資料を借り出して行った奴に限って、マトモなレポートが書けた試しがない、という話もあるとかないとか…。
- ☞ **解説（概説書・教科書を含む）に相当する文献にこだわりすぎないこと**。問題点や議論状況がだいたい把握できれば、このレベルはクリアーできており、早く次の段階へ進

³⁴⁾ 判例の表示方法の詳細については、福本・前掲書、77～82頁を参照してください。

むべきである。また、同じ分野の参考書を何冊も買うことを推奨する先生はあまりいなかったと思われるが、それと同様、このレベルの文献を何冊も読みあさるのは時間のムダである。

☞ 1篇の論文中でも、部分によって役割が区別できることが多いので、読む際には、**メリハリをつけて読む**ようにする。したがって、拾ってきた資料は、常に全体を一字一句漏らさず読まなければならないものでもない。なお、メリハリをつけた読みをする際には、**目次と索引をフルに活用**すること。

☞ 文献を読む際（同時に自分で文章を書く際にも）の注意として、「**事実**」の記述と「**意見**」の記述を識別することを常に心がける。

☞ 数式を用いて自然界の現象を記述するような場合を別にする、事実を記述する際に、書き手の評価（事実判断あるいは生起した現象の解釈）が入り込むことが不可避であり、評価それ自体の当否が問題となる場合もある。読み手としては、書き手の論証が論理的に正しいかを読み取るのはもちろん、書き手が論証に際して事実をどのように解釈しているかにも着目する必要がある。

☞ 書き手何某氏が意見を表明した瞬間から、それは「何某氏は、何々という意見を表明した」という「事実」になる。レポートを書くにあたって、この「事実」を論証に用いることは支障ない（というよりもひとつの定石である）が、その場合、最低限、①意見の中身を正確に把握するとともに、②何某氏の示した論証のプロセスをすべて検証した上で、そのプロセスに誤りがないことを確認したことが伝わるようにしなければならない。何某氏がこのように言っているから、という単なる「受け売り」で終わってはならない。また、可能であれば、何某の論証を補強するような論拠をさらに付け加えることができれば完璧である。

実践訓（追加）

せっかく資料をたくさん探し当てて読んだからとばかりに、あれもこれもと、資料に出てくる様々な理由づけ（論拠）を片っ端からたくさん掲げるレポートが結構あるようである（と言って、大体それは、たまたま見つけてきた、いわゆる種本か概説書の丸写しに等しい訳だが）。どうせならたくさんの論拠を挙げた方が説得力が増すはずだ、と考えるのかもしれない。しかしながら、分量の限られているレポートに関して言えば、個々の理由づけに割ける分量が少なくなるので、説得力は必ずしも増さない。むしろ、ひたすら薄い論述を続けることによって、読み手に苦痛を与えることになっていないか、反省すべきである。比喩的に言えば、ダシの入っていない味噌汁をドンブリ 1杯飲まされて嬉しいと感じる人はそんなにいないのでは？

他方、資料を読んで理由づけになりそうなことがたくさん出てきた中から、いくつか絞ってみると、ポイントを絞った深い論述になることが期待できる。その際、絞り込みに

よって脱落させたことを突っ込まれた場合、どのように対応すればよいか難しいという懸念もありうるが、絞り込みをする際に、どのようなコンセプトでそれをしたのかが読み手に伝わるように記述しておくのが手筋となる。そうすることで、絞り込んだ枠の外からの攻撃は、書き手の意図を理解しないままになされた「言いがかり」あるいは「揚げ足取り」に等しいものと評価される。逆に、絞り込みのコンセプトが伝わるような記述をしない場合は、絞り込んだ枠の外からの「想定外」の攻撃に正面突破で応接する責任が書き手に生じる。比喩的に言えば、このような記述は、向こうの星から攻めてくる宇宙人を防ぐバリアーみたいなもので、それをサボると、宇宙戦争への応戦を覚悟しなければならない。

第4章 法律学における答案のまとめ方

1. はじめに

普段、3・4年生の相手をしていきますと、答案の書き方がよく分からない、という質問を受けることが少なからずあります。また、実際に答案を読んでいても、答案に何を書くべきかがよく分かっていないために損をしている、ひいてはそもそも勉強の仕方を間違っているのではないかと思われる人が非常に多くいるようです。今般、大学・社会生活論の中で1年生を対象にレポートの書き方のお話しをする機会に、日ごろ感じていることを中心として、法律学における答案のまとめ方を整理してみることにします。

なお、本章にまとめたのはあくまで、私（福本）の個人的な見解です。私じしんは、他の先生と懸け離れたことをみなさんに要求するような「変人」教員だという自覚はありませんが、ただ、どの先生も「全く」同じことを考えているという保証まではできないので、悪しからず³⁵⁾。

2. そもそも答案は何のためにあるのか？

みなさんは、答案に試験問題への解答を記載するわけですが、そもそも試験は、授業担当教員がみなさんの到達度（単位を認定できるだけの水準に到達しているかどうか、到達しているとしてどの程度か）を試すために行われます（法学類細則 11 条）。授業担当教員は、シラバスにおいて「授業科目の目標」を提示し、みなさんがそれにどこまで到達しているかを試すわけですから、みなさんの側としては、授業開講時にこの「授業科目の目標」を十分に理解するとともに、試験を受ける時点まで、常にこれを意識して勉強を進める心がけが重要でしょう。この点を考えもせずに闇雲に突っ走るとというのが、失敗に終わる 1 つの典型パターンのように思われます。

³⁵⁾ 一般的な説明としては、弥永真生『法律学習マニュアル（第2版）』（2005・有斐閣）229頁以下があります。また、成田博『民法学習の基礎（第2版）』（2005・有斐閣）21頁以下の説明も有益です。この本は、それ以外の個所もけっこう面白いので、民法の授業が開講されるのに先立って一読するのもよいかもしれません。このほか、最近、木山泰嗣『最強の法律学習ノート術』（2012・弘文堂）が発行され、各種の試験問題を解けるようになるための前提として、法律の授業に参加する際に心がけるべきことや、ノートの作り方などについて、懇切丁寧な説明がされています。これも早いうちに一読に値するものと考えます。

3. 授業科目の目標について

試みに、私（福本）が担当している民事訴訟法という授業科目の目標を掲げておきます。私見では、実定法科目の場合は、多かれ少なかれ、これと同様な目標が設定されるはずだと考えています。

- ① 民事訴訟法上の基本的概念、あるいは原理・原則を正確に理解し、民事訴訟の構造あるいは手続の流れの中に位置づけられるようにすること
- ② ①を前提にして、民事訴訟の手続過程において生じる具体的問題を考察し、自分なりの結論を導くこと

①は、ある実定法分野において要求される知識を各自の頭の中で体系的に整理することを要求しています。「体系的に整理する」というのは、各種の概念、原理・原則それ自体の意味内容を正確に把握することとあわせて、それらが相互にどのような位置づけにあるのかを理解しているとともに、それらの関係やあるいは類似の概念どうしの異同等を理解していることを意味します。

これだけなら、単なる丸暗記でも通用しそうなものですが、残念ながら法学は暗記物ではないので、このようにして整理された知識を使えなければ意味がありません。元来、法学は社会問題を解決するための道具のひとつですから、現実の社会で問題が起こったとして、それを法という（ある意味で使い方の非常に難しい）道具を使って、どのように解決するかが提示できなければなりません。たまたま民事訴訟法は民事訴訟の手続過程という非常に特殊な空間（基本的には民事裁判の法廷におけるできごと）を規律の対象としているので、「手続過程において生じる具体的問題」という言い方になっていますが、ここは各法分野の規律対象が何であるかによって変わってくるでしょう。

4. 試験問題のありようと試験勉強のありよう

このように見ると、試験を出す側が何を要求しているかはおのずと明らかでしょうし、受験するみなさんとしては、それに応答できるような準備を日常的にやっておけば、何も怖がることはありません。授業科目の目標に即して、もう少し話を展開してみることしましょう。

まず、①との関係で言えば、概念なり原理・原則なり（別な言い方をすれば専門用語、

テクニカルターム) の定義を理解することが出発点となります³⁶⁾。そのこととあわせて、その分野の全体像を早期に把握し、それぞれの概念、原理・原則がどこに位置づけられ、どういう関係にあるのか、という見取り図を頭の中に作り、それを常に念頭に置いて、この部分を勉強しているのかを意識することが大切です。

次に、②との関係で言えば、条文の抽象的な文言や教科書の一般的な記述を追いかけるだけでなく、その条文が用いられる具体的な場面を意識し、そこにおいてその条文がどのように使われるかを理解することが大切です。授業あるいは教科書で具体例を用いた説明がなされたり、判例を事実関係に遡って紹介されたりするのはこのため、具体例を通じて抽象的な概念の理解を助けるとともに、具体的事件の法的な解決がいかなるものかを理解してもらうことが意図されています³⁷⁾。

5. 具体的対策

大学の特に文系の専門科目における試験は、記述式の、それもかなりの長文での説明を要する問題（論述式）が基本で、穴埋めや、○×、あるいは語句を答えるだけのもの（短答式）は、むしろ例外に属すると考えた方がよいです。考えてもみてください。授業の目標が上述のようだとすると、これらの形式で問題を出しても、授業の到達度を見る上では何の役にも立たないでしょう。本来であれば、何か例題を設定して、答案の作り方を指南するのが一番いいのかもしれませんが、現段階でみなさんが内容を理解できる例題を設定

³⁶⁾ 「理解する」であって、「覚える」ではないことに注意してください。

定義を理解することの重要性は、例えばすでに古典の部類に入りますが、民事法の入門書として今なお名名の高い、我妻栄著・遠藤浩・川井健補訂『民法案内1 私法の道しるべ』（2005・勁草書房）も、その冒頭で強調しているところです。その意味では、今さら言うまでもないことかもしれませんが、老婆（爺？）心から若干のおせっかいをしておきましょうか。

恐らくこのように言うと、テキストなどに「○○とは……のことである」と書いてあるところにラインマーカーを引いたり、法律用語辞典で「○○」を引いて、その記述をノートに写してみたりする人がいることでしょう。そのこと自体、勉強の重要な一歩であり、何もしないよりはよほどマシなことは事実です。もっとも、元来、暗記物が苦手な、なおかつ法学を暗記物と勘違いしている人は、そのことが妨げになって、このような作業すらしないかもしれません。

しかし、人間おかしなもので、何かこういう作業をすると「○○」について十分分かったような錯覚に陥ってしまい、挙句の果てが試験前にこの定義を丸暗記して事足りるなどという、誤った認識を抱き、後日悔しい思いをすることになってしまいます。何のことはありません。重要なのはむしろ、「……」の部分で提示されているのがいったい何であるのかを吟味することに他なりません。定義を「覚える」ではなく、「理解する」と言うのは、そういう趣旨というわけです。

³⁷⁾ このようなわけで、具体例を具体例としてしか理解しないとすれば、それは論外ということになります。ある具体例が、何を説明するための具体例なのかが考えられていないとすれば、これは単に「分かったつもり」にさせられているだけでしょう。提示された具体例の背後にある抽象論が何であるかを常に意識しなければなりません（**具体化と抽象化の間を行ったり来たりすることが重要**です）。

なお、具体例は、ある制度が用いられる典型的な場면을提示して、制度そのものを理解させるために引き合いに出される場合と、ある制度が適用されるかどうか微妙な場면을提示して、読み手を考え込ませるために引き合いに出される場合があります。前者を**典型事例**、後者を**限界事例**などと呼びますが、勉強したての段階で重視すべきなのは、もちろん前者です。

する方が難しいのでそれは断念し、重要なことをピックアップしてみましょう。これから勉強をする際に、あるいは各種の授業科目の試験に臨んで、これらを少しでも意識して頂ければ幸いです。

(1) 問題文の吟味

非常に月並みな話ですが、問題文をよく読み、問題が何を問うているのか、出題者がどのような解答を期待しているのかを十分把握すべきことは、改めて言うまでもないことでしょう。私が教員になってからの経験では、初めて民事訴訟法の講義を担当した2004年後期の期末試験に、「民法186条の訴訟法的意義について、具体例を設定して説明してください」という問題を出したことがありました。これに対して、受験者の1割近くが「民事訴訟法186条」の説明を書いてきたのには、さすがにびっくりしました。当然、内容について吟味するまでもなくこのような解答には0点をつけましたので、採点の手間が1割近く減ったのはともかくとして、何とも、問題文をよく読むことの重要性和、先入観の恐ろしさを示す、まことに印象深い実例ではあります。

(2) 答案構成

学生のみなさんが意外と気がつかないのは、答案全体の構成（論述のながれ）です。小論文の入試を受けた人はある程度実践しているかもしれませんが、長い文章を書く場合、どのような流れで論を運ぶかをはっきりさせてから、答案を書き始めるのが定石ということになります³⁸⁾。答案を書く前に問題用紙の余白などをつかって、答案構成のメモを作るとよいでしょう。その際、答案における話の筋道が読み手に見えるような組み方を工夫する必要があります。この点を十分に考えることなく、自分の頭の中にある何となく「当たり前とも遠からず」なことを無秩序に並べただけの答案を作るのは極めてまずいです。全体の構成が重視される以上、高校までとは違って、それで部分点のようなものがもらえることはまずないと考えてください。

(3) 条文の引用

法律科目の中心が法解釈であり、わが国では成文法（いわゆる条文）の形式で法が存在

³⁸⁾ 読み手の側から言うと、論述に流れのある答案は非常に読みやすく、それだけで印象がよいです。逆に、論述があっちへ飛んだりこっちへ来たり、挙句の果てが一貫性を欠いていたりすると、非常に印象が悪いです。みなさんとしては、読み手の頭に自然と入っていく文章を書く訓練を日ごろから積んでおくことが大切です。文系の中の文系のような法学類である以上、社会的にはそういう能力が身につけていることが期待されるはずですが、個人的な印象ですが、最初のうちはせめて、**接続詞を適切に使うこと**と、**段落を適切に区切ること**だけでも意識してください。たったこれだけのことで、文章の流れはかなり見やすくなるはずですが。

するのがメインですから、問題が条文の解釈問題の形で現れることが非常に多いのは明らかでしょう。このような場合、論述に際して、関連条文を適切に引用し、どの条文のどの文言の解釈が問題になるのかを明示することが重要となります。また、問題に対する解答を導くまでの論証の部分でも、条文に根拠があることに言及する場合には、適切に条文を引くことを常に意識してください³⁹⁾。

(4) 出題形式別—— 一行問題と事例問題 ——

論述式の試験の出題形式としては、「〇〇について論ぜよ（説明せよ）」「〇〇と××の異同を論ぜよ」というように、ある制度や概念あるいは専門用語そのものについての説明を求める問題（これを俗に一行問題という）と、具体的な仮設例を示して、当事者の法律関係とか、訴訟法であれば、裁判所や当事者の取るべき措置を問う問題が提示され、結論に至るまでの論述を求めるもの（事例問題という）に大別されます。

① 一行問題

一行問題のうち、ある制度や概念、専門用語そのものを取り上げて、その説明を求める問題については、その制度、概念の全体を満遍なく、バランス良く説明することが期待されます。法律学ですので、その場合、**制度の趣旨・目的**（その制度は何のためにあるのか）、**概念の意義、要件と効果**⁴⁰⁾への言及を常に意識する必要があります。時として、特定の一部分だけがやたら詳しい答案を書く人がいます。書き手（解答者）の思い入れが強い部分なのかもしれませんが、出題者の意図は、その制度や概念の全体像が正確に理解されているかどうかを把握することですから、この種の答案の評価はそれほど高くありません。

一行問題の中には、「～～について論ぜよ」というのがあります。この場合は、～～というのが、見解の対立している、いわゆる「論点」に当たるものことが多いので、この対象について、どのような議論があり、それをめぐって解答者はどのような立場に立つのか（結論）を明らかにした上で、その論拠を提示するとともに、反対の立場についてもその論拠を紹介したうえで批判を加える、という感じになります⁴¹⁾。

³⁹⁾ なお、条文の引き方は、何法何条何項何号のどの文言、というように、できる限り特定してください。

⁴⁰⁾ 法規範は、基本的に、「〇〇の事実があるときは、～～という法的効果が生じる」という形式になっており、この前半を（法律）要件、後半を（法律）効果と呼んでいます。後で出てくる事例問題では、究極的には与えられた事実関係が何らかの法律要件に当てはまるかどうか、当てはまるとした場合に、どのような法律効果が生じるかが問題にされていると考えてください。

⁴¹⁾ これは、ある種のレポート（例えば、「裁判員制度の是非について」とか、「死刑は廃止すべきか」とか、あるテーマについてみなさんの態度を明らかにした上でその論証を求めるもの）を書く場合の手法と非常によく似ています。ただ、いずれの場合についても、～～そのものをいきなり論述の対象に据えると、確実にコケます。論じるべき対象を細分化することをおすすめします。

2つの事物・概念の異同を聞く問題は、類似のものについて、同じ点、異なる点を正確に把握しているかどうか問われます。したがって、これに対する解答は、それらを対比するための視点をできるだけ多く設定し、それぞれの視点から、事物・概念を説明する構成をとることが多いでしょう。その際、設定した複数の視点をてんでばらばらに提示するのではなく、視点どうしがどのような関係にあるのかを意識して、論述の順序を工夫する必要があります。

② 事例問題

事例問題については、規範ではなく具体的事実から問題が提示されていますから、いったい何がどう法律的に問題になるのか（**問題の所在**）を真っ先に明らかにする必要があります。と同時に、この部分を可能な限り、具体的かつ詳細に説明することを心がけてください。それができればこの手の問題は7割がた解答が完成したも同然です。

問題の所在を説明せよという、例えば「当事者の法律関係はどうなるか」という問いに対して、「本問では、当事者の法律関係が問題となる」と大真面目に書いてくる人がしばしばいます。しかし、これでは「問いを以って問いに答える」という感じで、問題の所在は全く明らかでなく、何の意味もありません。ヘタをすると、よく分からないままに以下の部分の解答を書いているという前提で読まれても、文句を言えないでしょう。ここで明らかにすべきことは、「当事者の法律関係はどうなるかについての結論を導く上で、解決しなければならない法解釈論上の問題は何であるか、そして、それがどうして法解釈論上の問題になるのか」を説明することで、こういったことを答案の冒頭でできる限り詳しく説明することが何よりも重要なことです。

以上のような作業をサボっていきなり、解答に向けた論証にかかっても、読み手は何のための議論を展開されているのか分からないままに、それに付き合わされているという印象を抱くばかりで読むのに非常な苦痛を感じます⁴²⁾。逆にこの作業がしっかりしていれば、後の部分で多少のミスをして（もちろん程度問題ですが）、十分に挽回できることが多いと思います。ある意味で、この部分に何を書くかは、答案の死命を制するくらい重要と考えてください。

問題の所在が明らかになれば、次は、そこで特定された法解釈論上の問題について、どのような立場に立つかを論拠とともに明らかにすることが最低限要求されます（一般命題あるいは規範の提示）。反対説があるときは、これに対する応答もできればなお良です。そ

⁴²⁾ したがって、答案の書き手であるみなさんとしては、読み手である教員の親切心に期待して答案を書いてはいけません。むしろ、基本的に読み手は不親切かつ斜に構えて読んでいるという前提で、分かりにくい表現、構成を避ける、重要どころほど分厚く書く、といったようなことを初めから意識した方がよいです。

の上で、与えられた事例に、自分の提示した一般命題を丁寧に当てはめて結論（法的な効果の発生不発生）を導きます。最後に、導いた結論と、問題が要求している解答の平仄を合わせます。時として、導いた結論を示すところで終わっている答案がありますが、それを聞かれていることの内容に即して変換する作業を忘れると、ツメが甘いと思われてしまいます⁴³⁾。

事案が複雑になると、法的に意味のある事実とそうでない事実が混在してきます。その極致は新司法試験の問題ですが、こういう場合は、両者の振り分けを意識する必要があります。逆に、事案が単純すぎて、与えられた事実だけでは、結論を導くことができない場合もあり得ます。その場合は、与えられた事実以外の事実は「ない」と決めてかかるのではなくて、与えられた事実に加えて「これこれの事実がある場合にはこうなる、ない場合にはこうなる」というように**場合分け**をしてください。

(5) むすび

一般論としていえば、以上のような感じになります。あとは文章を書き慣れるための実践を地道に重ねるしかありません。こういう勉強は、当然、教科書を読むだけでは身につきません。みなさんは高校までの段階で、問題集を買ってきて、その問題を自力で解きながら、教科書に書かれている知識の確認と定着を図り、さらには応用力を身につけてきたと思いますが、法律学の「型」を身につける上でも、同じようなことが妥当します。そのためには、教科書をひとつお理解したら、演習書の類（あるいは、「法学教室」のような学習雑誌に掲載されている演習欄の問題）を使って、実際に答案を書いてみる、それを誰かに読んでもらう（友達と答案を交換して、添削しあうのは非常に有益）というのが、勉強の手筋としては王道でしょう。時間はかかりますが、「ホンマモン」の力をつけるには必要な時間と、ハラをくくってください。

⁴³⁾ この流れは、例えば判決文などでも基本的に同じであることは、すぐに気づくはずですが。そこでは、事実が認定された上で、それに当てはめるべき一般命題が立てられ、その後その当てはめ（「本件についてこれを見るに」で始まる部分）を行うという、いわゆる法的三段論法の実践そのものの形で文章が組まれています。その意味で、日ごろから判決文の原文（判例）に慣れておくと、法律的な文章の流れを自然に身につけることができるという効用も期待できます。

第5章 判例研究のまとめ方について

1. はじめに

実定法関係のゼミは、判例研究の形で進められることが少なくありません。しかし、筆者（福本）がこれまでその進行の実際を見聞きしたところでは、報告者以外のメンバーは、担当教員と報告者のやりとりを眺めているだけとか、司会者に話を振られて、ひとことふたこと感想あるいは印象めいたことを話してお茶を濁すだけとか、そういう場面に遭遇することが少なくないようです。これでは実質的に、報告をする回数分しか、ゼミに参加していないのと同じことでしょうから、とりわけ大所帯のゼミ⁴⁴⁾になればなるほど、得るものが少ないことにもなりかねません。ゼミは、自分がまとめてきた報告をもとに教員とやり合うことがすべてではありません。もちろん報告者がそれなりに準備をしておく必要があるのは当然ですが、それ以外のメンバーもそれ相応の準備をしてゼミに臨み、報告者の報告を受けて建設的な質疑を重ねることで主体的に関与することによって、初めてゼミはゼミたるに値するものになります。

このような認識に基づいて、以下では、拙著『法学学習のツボとコツ——法令・判例読解指南之書』⁴⁵⁾を前提に、判例研究の形で進められる演習（ゼミ）に参加する場合に、いかなる準備をしておく必要があるかを整理しました。さらには、みなさんの中には将来、3年次のコース分けにおいて総合法学コースを選択し、選択必修科目として開設されている、判例研究を履修することを考えている人もあると思います。以下の説明は、判例研究を文章の形でまとめるに際して、そこにいかなる内容を盛り込むことが期待されているかについても、念頭においていますので、判例研究をじっさいに執筆する際のヒントにしてください。

なお、ここにまとめたことも、私の個人的見解に基づいているとともに、特に私の専門分野との関係で、主に民事法（それも、民法及び民事手続法）分野における判例を取り上

⁴⁴⁾ 専門の演習は、定員12名程度が上限となっていますが、3・4年生合同で開講する先生が少なくないので、総数では20名以上が参加するということが珍しくないようです。ちなみに、私の演習は、総数で10名を超えたことがない少数精鋭（かどうかはちょっと留保しますが）の状態が続いているので、参加者ひとりひとりにしっかりしてもらわないと、演習が成り立ちません。

⁴⁵⁾ もともと、2008年度後期の「民事裁判入門」の講義の最終回において説明した内容を下敷きにして、2009年度初頭に執筆・発行した私家版の本『法学生必読之書 法令・判例読解指南』です。前半部分は、法学概論のテキストとして使用していただき、後半部分は、民事裁判入門のテキストとして使用します。本稿は、この本の記述を前提にした説明が少なからずありますが、以上のような経緯があるためです。1年生のみなさんにとって、ここで説明することが実際に意味を持つてくるのは、だいたいのことになるとは思いますが、それがどの時点から必要になってくるかについても、個人差があるかと思しますので、必要に迫られたら取り出せるように、本書も大切にしてください。

げる場合の手法を念頭においています。したがって、担当教員あるいは科目の特性によっては事情が異なる場合もあるかと思いますが、その場合は担当教員による指導を優先してください。

2. 判例研究をする上での作業のあらまし

(1) 判例そのものの読解と整理

ふつう、ゼミで判例研究をする場合、毎週、検討対象とする判例が1つ取り上げられます。つまり、ゼミに参加するみなさんとしては、「**検討対象とすべきものがあらかじめ与えられている**」状態にあります。この点は、テーマ（検討対象）を自分で設定しなければならないゼミに比べると、一見すると楽に見えますが、目の前に「これ」を読んでこい、という形で確固として提示されている、検討対象自体の把握には、かなりのレベルのものが要求されます。比喩的に言えば、判例それ自体を、それこそ「穴のあくくらい」読み込む必要があります。

(2) 分析と展開

例えば、みなさんが趣味で小説を読むことを考えると、基本的には、「**閉じた**」読みをしていることとなります。つまり、ある小説を読むときに、別の小説との関係を考えるようなことは、ふつうはしません。もちろん、文学部あたりで専門として、例えば「夏目漱石文学の世界」とか、「白樺派文学の世界」とかのように、テーマを設定して読むなら別ですが、ふつうは目の前の小説の世界にどっぷりと浸かっておしまいで読んだ、あーおもしろかった、さて、次は…。という感じでしょう。判例を読む場合も、その判例を単独で読み込むという(1)の段階では、それはまだ「閉じた」読みです。もちろん、この作業じたいは必要なことで、それがすべての原点となります。少なくとも講義の中で取り上げられた判例を、講義の理解促進のために読む場合は、出てくる判例をいちいち精読したのでは、時間がいくらあっても足りませんので、「閉じた」読みで留めておくしかないかもしれません。

しかし、ゼミで判例を読む、ひいては判例研究を執筆する、という場合は、「**開かれた**」**読み**をする必要があります。他の判例や、学説の動向の中で、当該の判例の意義あるいは、位置づけはどのようになるのか、あるいは将来の事件に対してどのような影響を及ぼするか、さらには、読み手であるみなさんは、判例の提示する法理論に対して、どういう意

見を持つのか、といったことを明らかにする必要があります⁴⁶⁾。

3. 判例そのものの読解と整理

(1) 事案の概要

裁判になる（事件が裁判所に持ち込まれる）までの経過を明らかにする必要があります。判例評釈が公表されている場合は、そこに要約されていますので、つついそれを引き写して済ませようという誘惑に駆られますが、評釈中の要約は、往々にして過不足があります。ゼミでは、事案の細部にわたる事情が問題にされることもありますから、判決文を手がかりにして、自分で要約を作るようにしましょう。

もつとも、講義などで取り上げられた判例を、講義を理解する目的で参照するという場合には、判例百選等に載っている事実の概要を参照することで、一応はOKです。ただし、それだけでは何が問題とされているかよく分からない場合は、この限りではありません。必要に応じて、原文を入手してください。

(2) 裁判の経過

訴えが提起された後、最上級審に至るまでの各審級における裁判所の判断（結論）と、その理由の要旨、当事者は裁判所の判断に対してどのような応答をしたかをまとめる必要があります。このうち、裁判所の判断の理由の要旨を整理する前提としては、その判例における論点（法的問題点）を特定、抽出し、それについての裁判所の判断がどうか、という形で整理しておく、後の作業がやりやすくなります。なお、論点は、1つとは限らないですし、途中の審級から問題になった、という場合もありますので、論点ごとに各審級における判断がどうかについて、対照表のようなものを作るのもよいでしょう。また、論点どうしが関連性を有する場合がありますので、そのような場合、その関連性も整理しておくといよいでしょう。

講義で取り上げられた判例を、講義を理解する目的で参照するという場合には、さしあたり、裁判所の判断の結論とそれへの当事者の対応くらいでよいでしょう。ただし、訴訟法の判例のように、手続過程において起こる問題が検討の対象となる判例を扱う場合は、この限りではなく、より具体的に手続過程に踏み込む必要があります。

⁴⁶⁾ 判例の読み方について詳細は、福本・前掲書 67 頁以下で説明してあります。この部分は、民事裁判入門で講義する予定です。

(3) 裁判所の判断

最上級審の判断（結論及び理由づけ）がどのようなものであるかを提示する必要があります。結論を導くために裁判所が用いた一般命題と、その当てはめのプロセスが見えるのがベストです。また、下級審段階の判断と対比する必要もあります（特に、破棄判例の場合と、結論は上告棄却だが、原審とは理由づけが異なることが窺われる場合）。なお、最高裁判例について、少数意見が付されている場合は、どの法的問題についてのものかを特定したうえで、多数意見と対比しながら整理する必要があります。

4. 分析と展開

(1) 研究対象となっている判例の意義

研究対象となっている判例が、いかなる法的問題についていかなる判断を下したのか、それが新判断か事例判断か、などを簡潔に要約します。法的問題を指摘する場合、必要に応じて条文を特定・指示すべきことは言うまでもありません。

この部分は判例研究のいわば「**主題文**」にあたります。判例研究を文章でまとめるという場合、その作業は、煎じ詰めて言えば、ここで提示した命題を、過不足のない論拠を提示しつつ論証することであると考えるとすればよいことになります。

(2) 先例・学説の紹介、整理

上記(1)の主題文を論証する上で、論拠となるのは、ここで紹介、整理した先例・学説です。例えば、判例の示した判断が、過去の判例の蓄積との関係でどういう位置づけになるかは、過去の判例の蓄積を紹介、整理したものを基礎にしないと論証できないですし、判例の示した解釈と同じ解釈をとる学説があったとすれば、その出典を適切に引用することで初めて、「判例は〇〇説の立場を採用した」、という命題を論証することができます。

① 先例

研究対象となっている判例が扱う法的問題と同じ問題を扱っていたケースまたは、関連する問題を扱っていたケースを検索・収集して、相互に関連づけるとともに、研究対象となっている判例の判例理論における位置づけを説明する必要があります。その際には、一般命題だけを対比するのではなく、常に事案に即した説明を心がけてください。なお、先例・関連判例の数は、多い場合もあれば少ない場合もありますので、いくつぐらい集めれ

ばよいか、というのは検討対象とする判例によって違ってきます。

判例の中には、一般命題を定立した後に先例を引用しているものがあります。その場合は、「判例の書き手（担当裁判官）は、引用したそのケースを、本件事件の先例と位置づけることができると認識している」ということが読み取れます。少し先取りになりますが⁴⁷⁾、読み手であるみなさんとしては、ちゃんとした裏付けを示した上で、その位置づけに賛成するのでもかまいませんし、「そんな位置づけはおかしい」という評価をし、その評価を論証する、という形で、私見を展開する手筋もありうるでしょう。逆に、先例を引用しつつ、「事案を異にし、本件に適切でない」とされているときは、「判例の書き手は、引用したそのケースを、本件事件の先例と位置づけることはできないと認識している」ということが読み取れます。これも、みなさんから見て、そのとおりだ、と思うこともあれば、おかしいと思うこともあるでしょう。いずれにせよ、みなさんが何らかの評価を下す場合、論拠を提示してそれを論証する責任があります。

② 学説

研究対象となっている判例が扱う法的問題（論点）について、過去の学説を検索し、その分布を整理する必要があります。その際には、いわゆる教科書を引用するだけでは無意味です。多くの場合、教科書は、誰かの説を引き写して書いているくせに、さも著者が自分で考えたかのように書かれています。大事なものは、ある考え方を最初に唱えたのは誰か、それに誰が賛成しているか、というのが検証できることです。いわゆる教科書では、他人の説を引用する際にも、特にその出典が挙げられることもなく、例えば「〇〇の問題については、次のような考え方がある」などとあって、説が列挙してあることがあります。この記述は、教科書の書き手が、他人の考えたことを整理、要約した結果を表しているだけで、その問題について教科書の書き手が自分で考えたことは、示されていません。みなさんとしては、教科書の書き手の整理、要約を「真に受ける」のではなくて、そこに出てくる「考え方」のオリジナルを探し、自分の力で整理、要約、分析してください。

③ 判例の事後評価

判例はあくまで、それが出た時点の法状況を反映したものです。したがって、検討対象となっている判例に続いて、何かそれに関連する判例が出たか、そこにおいて検討対象となっている判例がどのような影響を及ぼしているか、さらに、検討対象となっている判例を受けて、学説はどのように展開したか、といった視点からの分析も必要になります。

以上とは逆に、検討対象となっている判例に先立ち、何かそれに関連する判例があった

⁴⁷⁾ 文章をまとめる場合、事実の記述とみなさんの意見（評価）を混在させることは避けてください。先例・学説をみなさんがどう評価するかは、私見のところに整理すべきです。

か、検討対象となっている判例はそれに先立つ判例からいかなる影響を受けているか、さらに、その時点における学説の状況が検討対象となっている判例にどのような影響を及ぼしたか、といった視点からの分析をすべき場合もあるでしょう。

なお、最近出たての判例を読む場合には、その判例を受けた動きの分析など、しようがないではないか、と言われるかもしれません。しかし、いったん出された判例が、それ以後の裁判に先例として影響を及ぼす可能性があることは何ら変わりませんから、その「射程」を明らかにしておく必要があります。つまり、検討対象としている判例が最近出たてで、後に続く判例が見当たらない場合であっても、そこで示された一般命題は、類似の事件が裁判所に持ち込まれた場合にどこまで妥当するかを、予測してみる必要があります。

④ 私見の提示

みなさん自身が、検討対象となっている判例をどのように評価するか、その結論と論証を示してください。結論については、単純に賛成、反対のこともあれば、この部分は賛成だが、別の部分は反対とか、本件事案を解決する限りで賛成とか、結論には賛成だが理由づけには反対とか、いろいろな可能性があり得ます。それを論証するというのは、単なる「感覚論」ではなく、ここまでの検討の結果をもふまえて、論拠を提示することが求められる、ということです。

5. その他

参考文献については、本文中に注番号を入れて、①脚注で文献とその参照箇所を指示していく方法、②末尾に文献リストと引用方法を書いておき、脚注ではそれに従う方法、があります。いずれについても、レポートのまとめ方のところに整理してあります。

その他、レジュメあるいは判例研究のレポートの体裁については、各ゼミまたは判例研究の指導教員の指示に従ってください。

発行日：2013年4月22日

(大学・社会生活論にて)

発行者：金沢大学法学類

執筆：足立英彦，岡田 浩，福本知行